

第2期香芝市障がい者計画

香芝市

平成31年3月



はじめに

香芝市では、障がいのある人が地域でいきいきと暮らすことができ、その人格が尊重される地域社会を形成することを目指し、平成19年3月に「香芝市障害者基本計画・障害福祉計画」、平成25年3月には「香芝市障がい者計画」を策定し、その施策の推進を図って参りました。

国においては、「障害者基本法」の改正のほか、平成24年10月に「障害者虐待防止法」の施行、平成25年4月には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正などの法整備を進めてきました。また、これらを背景として、平成26年1月には「障害者権利条約」を批准し、さらに平成28年4月に「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正、平成30年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、障がいのある人を取り巻く法制度は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、この度、香芝市では「すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる地域共生のまちづくり」を目指し、平成31年(2019年)度から5年間の計画期間とした「第2期香芝市障がい者計画」を策定致しました。

今後は本計画に基づき、施策の推進に努めて参りますので、市民の皆様をはじめ、関係団体、機関等におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました香芝市障がい者計画等策定委員会の皆様やアンケートにご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成31年3月

香芝市長 吉田弘明

【目次】

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定の体制	4
(1) 香芝市障がい者計画等策定委員会の設置	4
(2) アンケート調査等の実施	4
(3) 庁内関係課等へのヒアリングの実施	4
第2章 香芝市の障がいのある人の現状	5
1. 香芝市の人口構造	6
(1) 人口の推移	6
(2) 年齢3区分別人口の推移	7
(3) 高齢化率の推移	8
2. 香芝市の障がいのある人の現状	9
(1) 障がい種別手帳所持者数	9
(2) 年齢別手帳所持者数	10
(3) 身体障害者手帳所持者の状況	11
(4) 療育手帳所持者の状況	13
(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	14
3. 障がい福祉に関するアンケート調査結果について	16
(1) 調査の概要	16
(2) 主な調査内容	17
(3) 障がい区分別の課題について	29
4. 香芝市障がい者計画策定に関するアンケート調査結果について	31
(1) 調査目的	31
(2) 調査概要	31
(3) 障がいのある人への福祉についての関心	32
(4) 障がいのある人を取り巻くさまざまな環境について	38
(5) 災害時の障がい者への支援などについて	46
(6) 香芝市の障がい者施策について	48
5. 香芝市障がい者計画における課題について	49

第3章 計画の基本的考え方	53
1. 基本理念	54
2. 計画の基本目標	55
(1) 人々が支え合い、尊重し合う地域共生社会の実現	56
(2) 健康で生きがいのある暮らしを支援する環境の促進	57
(3) 子どもの健やかな成長のための支援の充実	58
(4) 安全で安心な生活環境の整備	59
3. 障がい者計画の施策体系	61
第4章 分野別施策の展開	63
1. 人々が支え合い、尊重し合う地域共生社会の実現	64
(1) 差別の解消及び権利擁護の推進	64
(2) 市民理解の促進	65
2. 健康で生きがいのある暮らしを支援する環境の促進	67
(1) 障がい福祉サービス等の充実	67
(2) 保健・医療体制の充実	70
(3) 積極的な社会参加の推進	71
3. 子どもの健やかな成長のための支援の充実	73
療育の推進・特別支援教育の充実	73
4. 安全で安心な生活環境の整備	75
(1) 生活環境の整備・充実	75
(2) 防災・防犯体制の整備	76
第5章 計画の推進体制	77
1. 計画の推進体制	78
(1) 市民と行政の協働による推進	78
(2) 庁内における計画の推進体制	78
(3) 関係機関との連携	78
2. 計画の進行管理	78
資料編	79
1. 第2期香芝市障がい者計画策定委員会委員名簿	79
2. 計画策定の経過	80

● 「しょうがい」の表記について

本計画では、本市の考え方に基づき「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がいのある人の人権をより尊重すること、「差別感」、「不快感」をもつ人が少しでもいる限りその気持ちを尊重すること、また、地域共生社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることから、法令や法令上の規定、固有名詞等を表す場合を除きまして、「しょうがい」を「障がい」と表記しています。



第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 25 年 3 月に平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間を計画期間とする「香芝市障がい者計画（第 1 期）」を策定し、「すべての人が支え合い、地域で自立した暮らしのできる福祉のまちづくり」に取り組んで参りました。

この間、障がいのある人や家族の高齢化、障がいの重度化・多様化、社会構造やライフスタイルの変化などにより、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

国においては、平成 18 年度に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を国連総会で採択後、平成 25 年度に締結・批准する間に、障がい福祉施策に関する多くの国内法が整備されました。

障害者権利条約の批准後も、平成 28 年度には、障害者権利条約の考え方を反映し、障がいのある人もない人も分け隔てることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を実現することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

さらに、障がいのある人の生活を支援する福祉サービスについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の一部改正が平成 30 年度から施行され、引き続き、障がいがあっても地域で安心して生活できる社会の実現を目指していくものです。

奈良県では「障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県」の実現を基本理念とした「奈良県障害者計画」を平成 27 年 3 月に策定し、障害者基本法に基づく障害者計画と位置付けて推進しています。

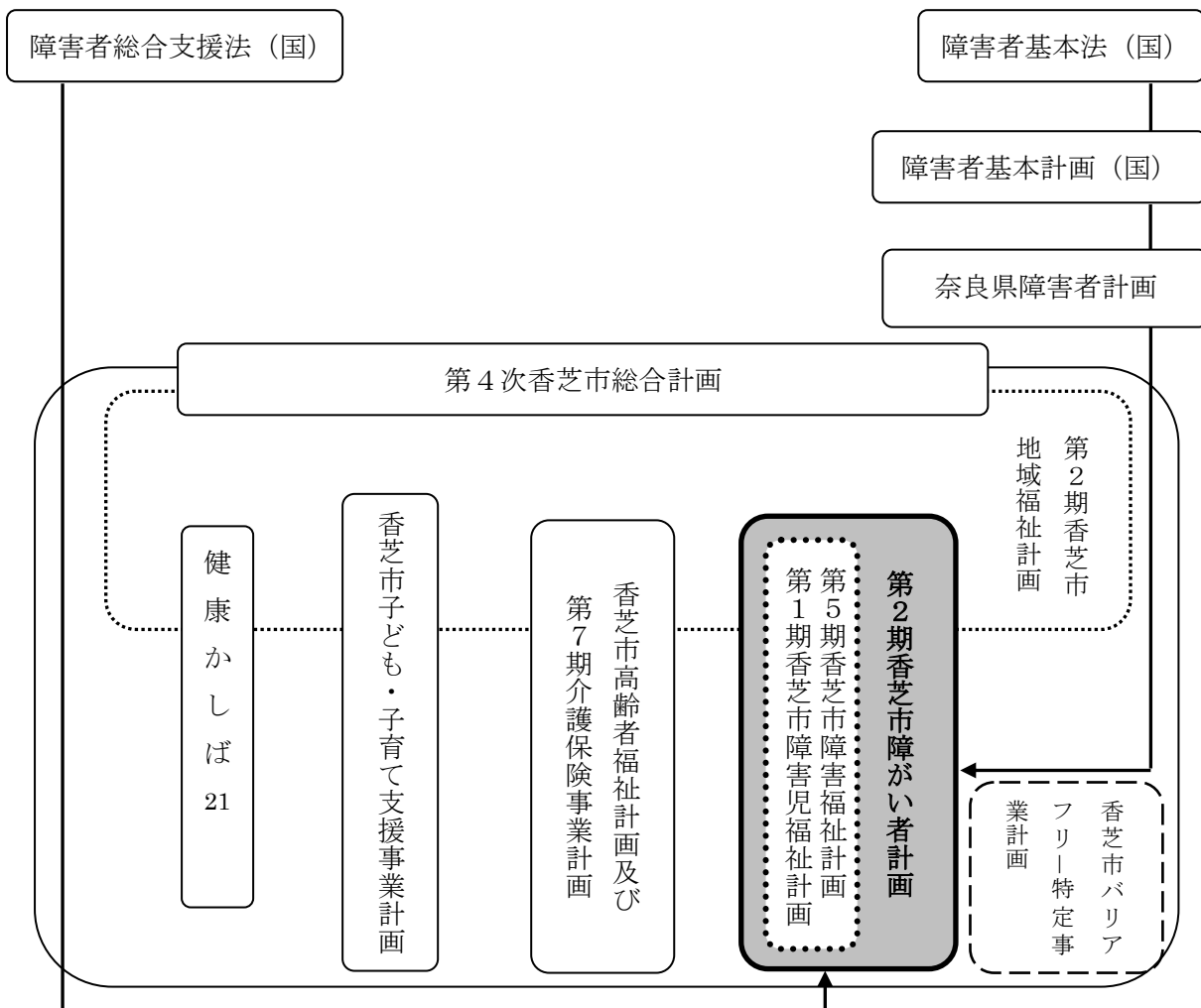
平成 31 年（2019 年）3 月で計画期間が終了する「香芝市障がい者計画（第 1 期）」では、4 つの基本目標を掲げて障がい施策・障がい福祉サービスを推進してきました。本計画は、「香芝市障がい者計画（第 1 期）」の計画期間終了に伴い、国・県などの動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、本市における障がい福祉施策全般のさらなる充実を図るため「第 2 期香芝市障がい者計画」として策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、香芝市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画になるもので、計画期間内の行動目標を定め、行政をはじめ市民や事業者が行う障がいのある人の支援に関する活動の指針として示すものです。

上位計画として国の定める「障害者基本計画」、県の策定する「奈良県障害者計画」の内容を踏まえながら、香芝市におけるあらゆる分野の施策を総合的・計画的に展開するための「第 4 次香芝市総合計画」の具体的な部門別計画として位置付け、「第 2 期香芝市地域福祉計画」、「香芝市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」、「香芝市子ども・子育て支援事業計画」、「健康かしば 21」、「香芝市バリアフリー特定事業計画」などの関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

【関連計画の関係図】



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 31 年度(2019 年度)から 2023 年度までの 5 年間とします。

なお、今後、国の動向に伴い、計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、見直しを行うものとします。

【各計画の策定期間】

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	2020	2021	2022	2023
香芝市総合計画	第 4 次総合計画						次期計画		
地域福祉計画	第 1 期 計画	第 2 期地域福祉計画				次期計画			
障害者計画	第 1 期障がい者計画				第 2 期障がい者計画				
障害福祉計画	第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画		次期計画			

4. 計画策定の体制

(1) 香芝市障がい者計画等策定委員会の設置

専門的な意見を取り入れるとともに、広く関係機関・団体等の意見を反映させるため、学識経験者、関係機関代表等からなる「香芝市障がい者計画等策定委員会」を設置し、具体的な計画づくりを行いました。

(2) アンケート調査等の実施

本計画策定の基礎資料とするため、市民の意見を反映するためのアンケート調査を実施し、市民の障がい福祉に関する意向の把握を行いました。

(3) 庁内関係課等へのヒアリングの実施

本計画の分野別施策の展開にあたり、第 1 期計画における取組内容及び課題の把握を行うとともに、本計画における取組内容についても、関係課等の意見を確認しました。

第2章 香芝市の障がいのある人の現状

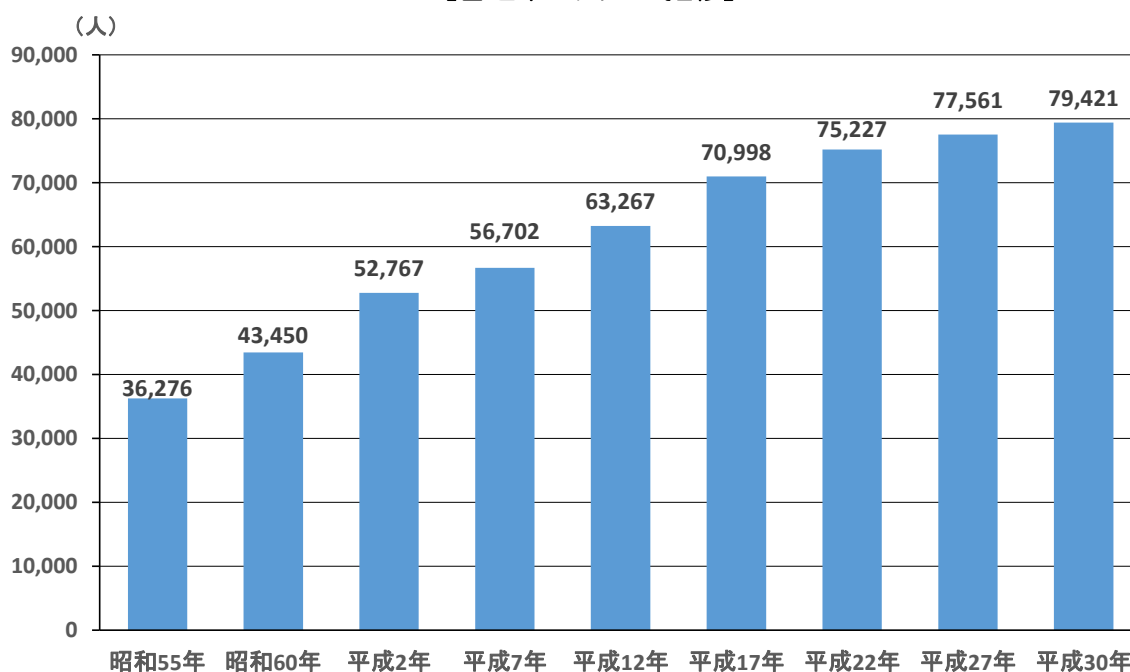
1. 香芝市の人口構造

1 香芝市の人口構造

(1) 人口の推移

本市の人口は一貫して増加しています。現在の総人口は、79,000人程度であり、昭和55年と比較すると2倍以上の増加となっています。ただし、わが国全体で人口減少時代が本格化しつつある中、本市でも、近年は、やや、人口増加が鈍りつつあります。今後も、人口増加は続きますが、徐々に緩やかになっていくものとの予測がなされています。

【香芝市の人口の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）、平成30年は10月末推計人口

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口をみると、全国的な少子高齢化の進展に伴い、15歳未満の年少人口は、近年は減少傾向となっています。一方、高齢化は着実に進展しており、今後、高齢者人口、割合ともに増加していくことが予測されます。

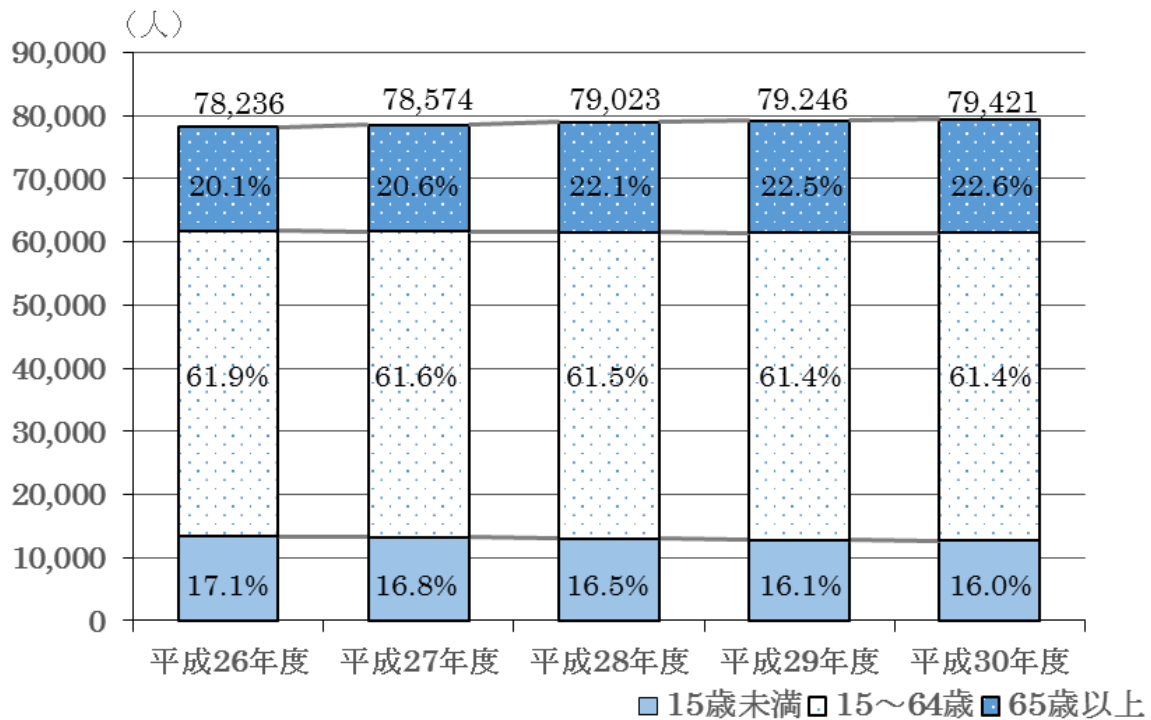
【年齢3区分別の人口の推移】

単位：人

年度	15歳未満	15～64歳	65歳以上	合計
平成26年度	13,357	48,417	16,462	78,236
平成27年度	13,222	48,389	16,963	78,574
平成28年度	13,007	48,586	17,430	79,023
平成29年度	12,785	48,637	17,824	79,246
平成30年度	12,670	48,797	17,954	79,421

資料：各年度末の住民基本台帳

※平成30年度については10月末データ

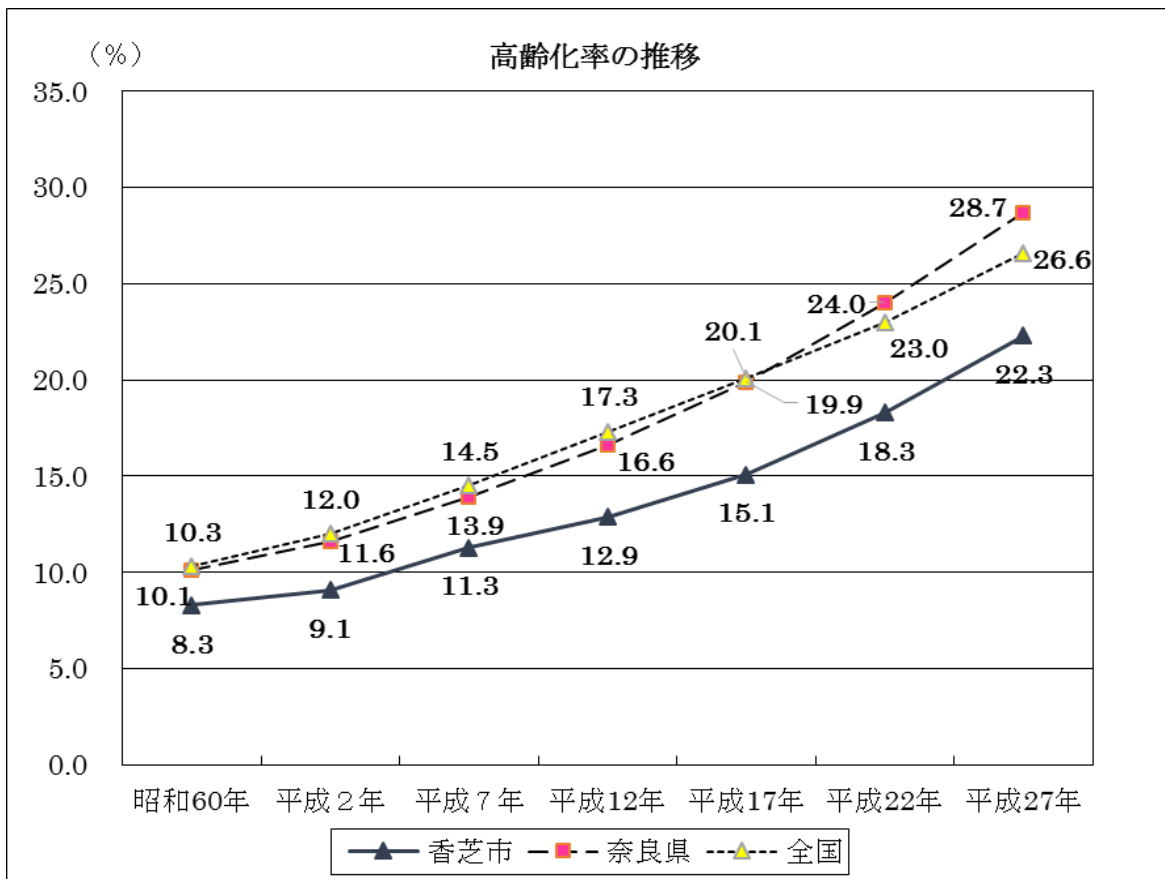


(3) 高齢化率の推移

本市の高齢化率を全国平均及び奈良県平均と比較すると、昭和60年から平成27年にかけて、それぞれ高齢化率は大きく増加傾向にあることがわかります。ただし、全国平均、奈良県平均と比べると、本市は高齢化率が比較的低いことがわかります。

	香芝市	奈良県	全国
昭和60年	8.3	10.1	10.3
平成2年	9.1	11.6	12.0
平成7年	11.3	13.9	14.5
平成12年	12.9	16.6	17.3
平成17年	15.1	19.9	20.1
平成22年	18.3	24.0	23.0
平成27年	22.3	28.7	26.6

※国勢調査（各年10月1日現在）



2. 香芝市の障がいのある人の現状

(1) 障がい種別手帳所持者数

平成30年度における手帳所持者は3,483人で、身体障害者手帳所持者が約7割を占めています。次いで療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の順に、手帳所持者の割合が高いという結果になっています。手帳所持者数は、全体としては年々増加傾向にあります。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加が著しくなっています。

【障がい種別手帳所持者数】

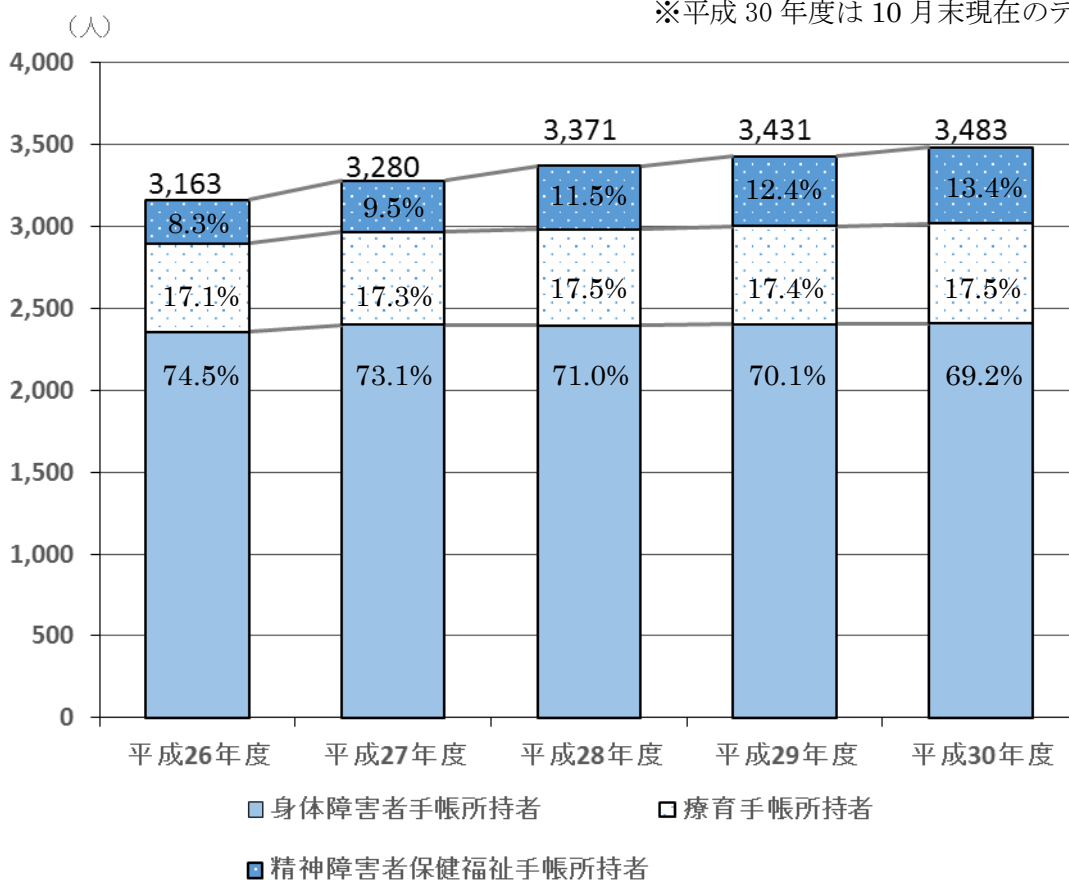
単位：人

人口比：住民基本台帳に対する割合（％）

年度	手帳所持者 総数 (人口比)	身体障害者 手帳所持者数 (身体障害)	療育手帳 所持者数 (療育)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 数(精神障害)
平成26年度	3,163(4.0%)	2,357	542	264
平成27年度	3,280(4.2%)	2,399	568	313
平成28年度	3,371(4.3%)	2,395	589	387
平成29年度	3,431(4.3%)	2,406	598	427
平成30年度	3,483(4.4%)	2,409	608	466

(各年度末現在)

※平成30年度は10月末現在のデータ



(2) 年齢別手帳所持者数

年齢別に手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者は70歳以上の比較的年齢が高い層、療育手帳所持者は20歳未満の比較的年齢が低い層、精神障害者保健福祉手帳所持者は45～49歳までの働き盛りの層の割合が高くなっていることがわかります。

【年齢別手帳所持者数】

単位：上段/人 下段/比率

年齢	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
0～4歳	8	15	0	23
	0.3%	2.5%	0.0%	0.7%
5～9歳	13	54	1	68
	0.5%	8.9%	0.2%	2.0%
10～14歳	29	93	11	133
	1.2%	15.3%	2.4%	3.8%
15～19歳	29	119	10	158
	1.2%	19.6%	2.1%	4.5%
20～24歳	14	72	20	106
	0.6%	11.8%	4.3%	3.0%
25～29歳	17	36	20	73
	0.7%	5.9%	4.3%	2.1%
30～34歳	24	37	24	85
	1.0%	6.1%	5.2%	2.4%
35～39歳	38	46	36	120
	1.6%	7.6%	7.7%	3.4%
40～44歳	59	40	55	154
	2.5%	6.6%	11.8%	4.4%
45～49歳	79	37	69	185
	3.3%	6.1%	14.8%	5.3%
50～54歳	92	23	52	167
	3.8%	3.8%	11.2%	4.8%
55～59歳	91	12	39	142
	3.8%	2.0%	8.4%	4.1%
60～64歳	150	9	48	207
	6.2%	1.5%	10.3%	5.9%
65～69歳	293	7	26	326
	12.2%	1.2%	5.6%	9.4%
70～74歳	320	1	25	346
	13.3%	0.2%	5.4%	9.9%
75～79歳	392	5	16	413
	16.3%	0.8%	3.4%	11.9%
80歳以上	761	2	14	777
	31.6%	0.3%	3.0%	22.3%
合計	2,409	608	466	3,483
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

平成30年10月末現在のデータ

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

1) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

等級別の手帳所持者の状況を見ると、1級と4級がそれぞれ約3割を占め、3級、2級、6級、5級の順に少なくなっています。平成26年～30年の5年間の手帳所持者数は、平成27年度に約2,400人に増加して以降横ばいとなっています。平成26年度と30年度を比較すると、1級の増加が目立ちます。

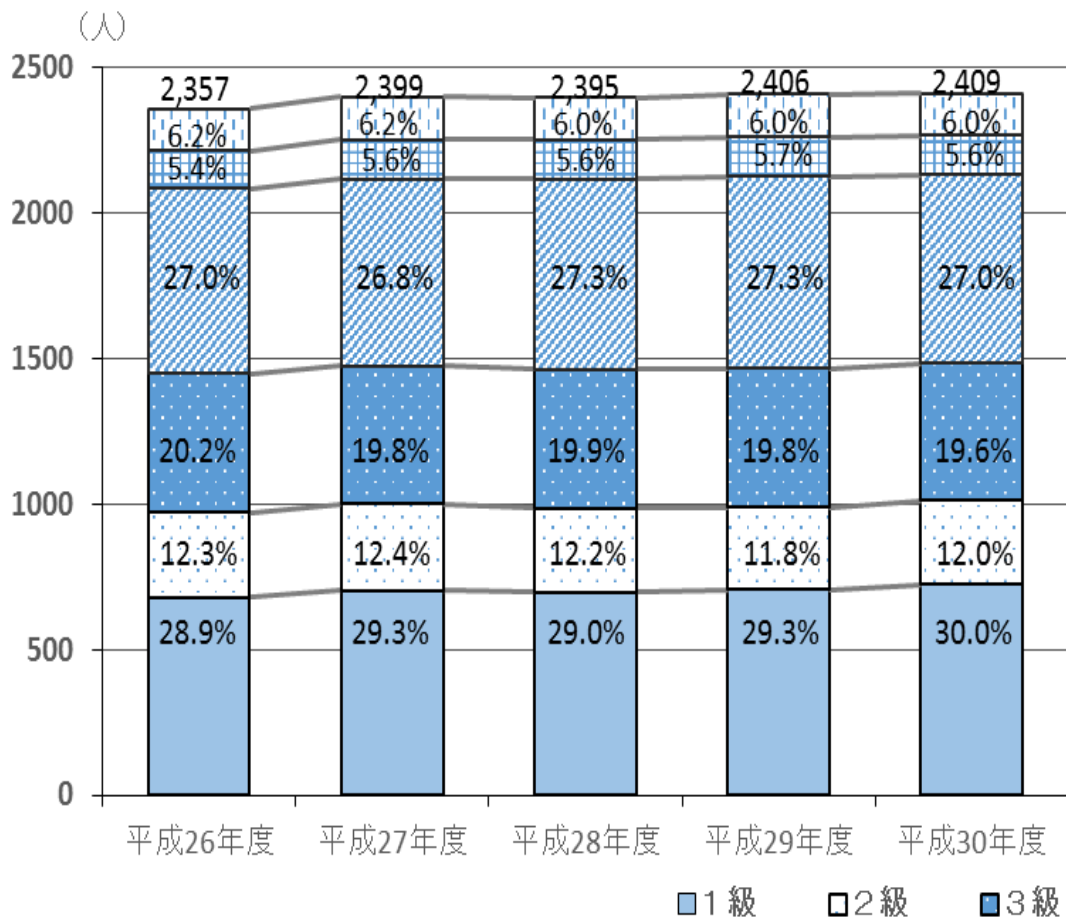
【等級別身体障害者手帳所持者数】

単位：人

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成26年度	680	291	476	637	128	145	2,357
平成27年度	703	297	474	642	134	149	2,399
平成28年度	695	291	476	654	135	144	2,395
平成29年度	706	283	476	658	138	145	2,406
平成30年度	722	288	471	650	134	144	2,409

(各年度末現在)

※平成30年は10月末現在のデータ



2) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別での手帳所持者の状況をみると、「肢体不自由」が約半数を占めており、次に「内部障害」が約3割で多くなっています。平成26年度と30年度を比較すると、「内部障害」は100人程度増加、「聴覚障害・平衡機能障害」「音声・言語・そしゃく機能障害」は横ばい、「視覚障害」「肢体不自由」は減少しています。

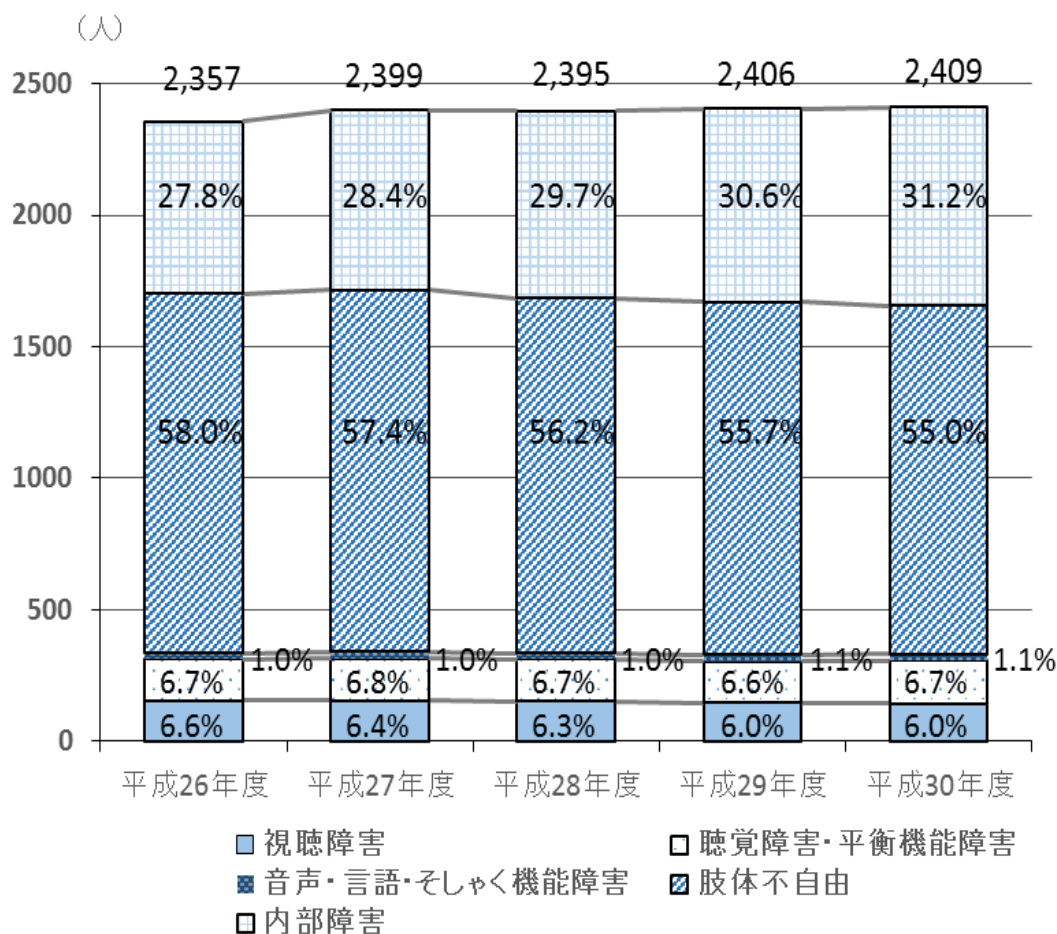
【障がい種別身体障害者手帳所持者数】

単位：人

障害種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
視聴障害	155	154	151	145	144
聴覚障害・ 平衡機能障害	157	162	160	158	162
音声・言語・ そしゃく機能障害	23	25	25	26	26
肢体不自由	1,366	1,376	1,347	1,340	1,325
内部障害	656	682	712	737	752
合計	2,357	2,399	2,395	2,406	2,409

(各年度末現在)

※平成30年は10月末現在のデータ



(4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の状況をみると、B判定の方が約6割、A判定の方が約4割を占めています。手帳所持者数は年々増加しており、平成26年度と30年度を比較すると約70人増加しています。A判定、B判定とも増加傾向にあります。

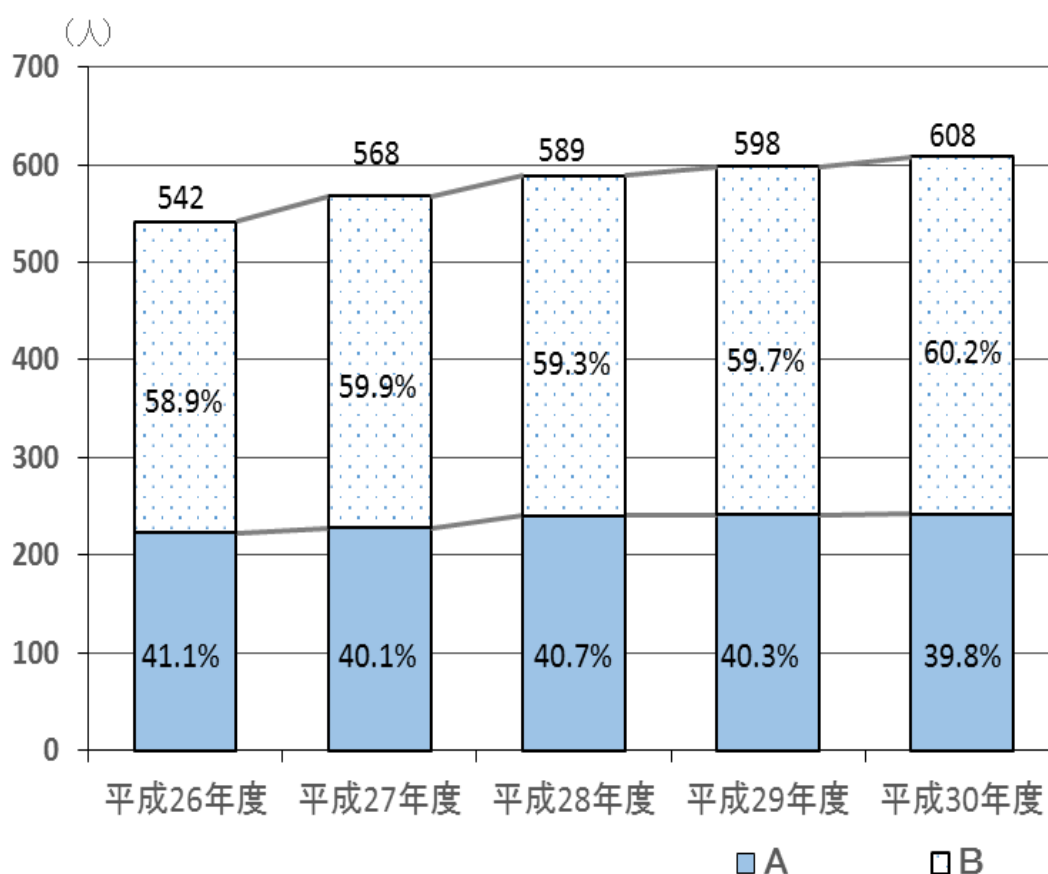
【等級別療育手帳所持者数】

単位：人

等級	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A	223	228	240	241	242
B	319	340	349	357	366
合計	542	568	589	598	608

(各年度末現在)

※平成30年は10月末現在のデータ



(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を見ると、「2級」が約6割を占め最も多く、「3級」、「1級」がそれぞれ約2割となっています。平成26年～30年の5年間で手帳所持者数は年々増加しており、いずれの等級でも増加傾向にあります。中度の「2級」では約2倍に増加しています。

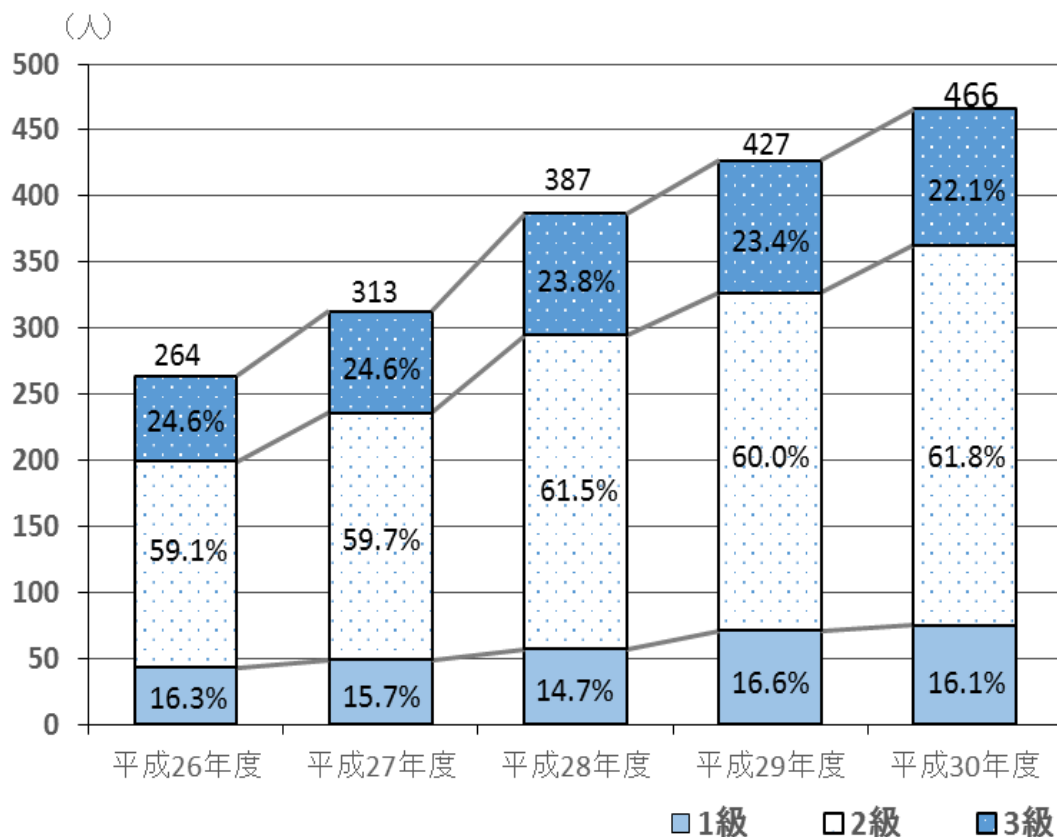
【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

単位：人

等級	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1級	43	49	57	71	75
2級	156	187	238	256	288
3級	65	77	92	100	103
合計	264	313	387	427	466

(各年度末現在)

※平成30年は10月末現在のデータ



2) 精神通院医療・精神障害者医療費助成受給者数の推移

精神通院医療とは、精神疾患のための通院医療費自己負担額の一部を公費負担し、医療費の軽減を図る自立支援医療制度です。さらに、精神障害者医療費助成は、医療機関等窓口でお支払いされた医療費自己負担額の一部を助成する事業です。(精神障害者医療費助成の対象は、平成 27 年度は精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者、平成 28 年度からは 1 級・2 級所持者としています。) 利用者数は、増加傾向にあることがわかります。

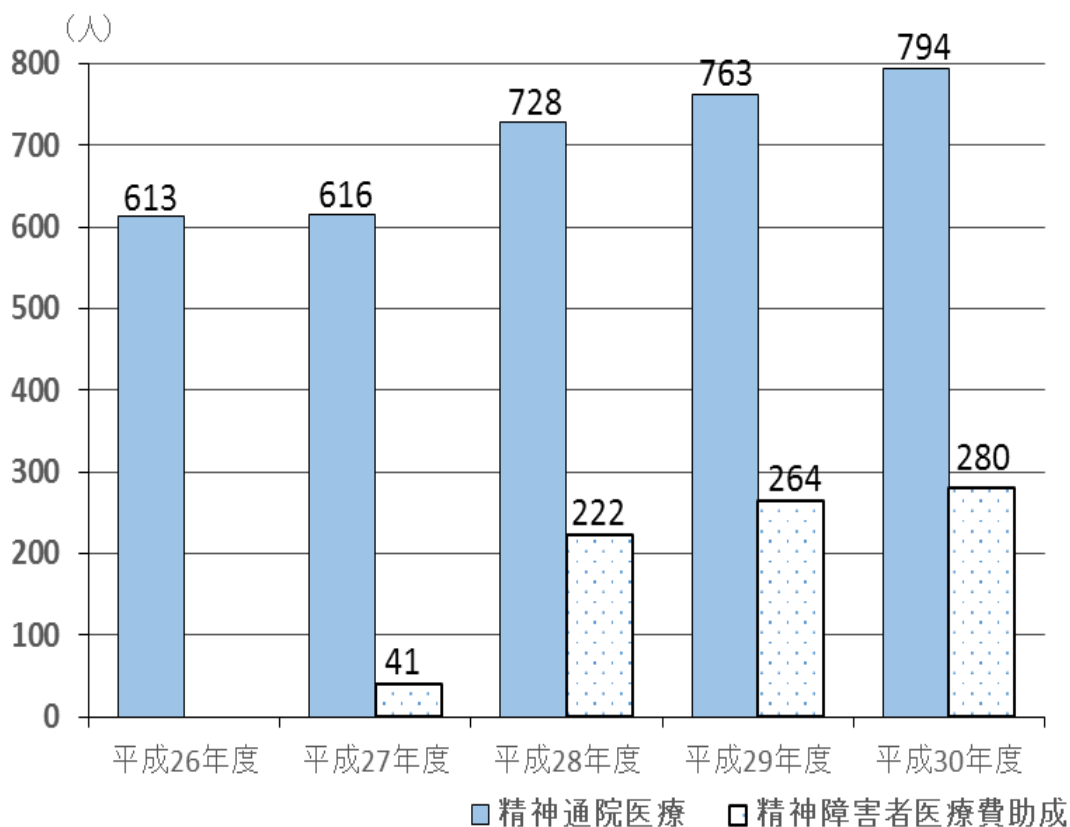
【精神通院医療・精神障害者医療費助成受給者数】

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
精神通院医療	613	616	728	763	794
精神障害者医療費助成	—	41	222	264	280

(各年 6 月末現在)

※精神障害者医療費助成は平成 27 年度より開始



3. 障がい福祉に関するアンケート調査結果について

(1) 調査の概要

すべての障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した暮らしのできる福祉のまちづくりのため、市内の障害者手帳所持者に対し、日常の生活の状況、就労や福祉サービスに関すること、将来ニーズ等を把握し、基礎資料とすることを目的にアンケート調査を平成 29 年度に実施いたしました。

1) 調査対象

平成 29 年 7 月 1 日現在、香芝市内在住で、身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方から、2,000 人を無作為抽出しました。

■調査対象者

身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	18 歳未満でい ずれかの手帳所 持者	合計
1,300 人	235 人	225 人	240 人	2,000 人

<参考>香芝市での身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付状況

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
2,431 人	596 人	410 人	3,437 人

2) 調査方法

郵送による配布、回収

3) 調査期間

*調査票発送 平成 29 年 8 月 15 日 回答締切 平成 29 年 8 月 29 日

*お礼状兼お願い状発送 平成 29 年 9 月 5 日 回答締切 平成 29 年 9 月 15 日

4) 有効回答数 (回答率)

有効回答数 : 1,163 人 (無効 1 人) 回答率 : 58.15%

5) 調査の主な内容

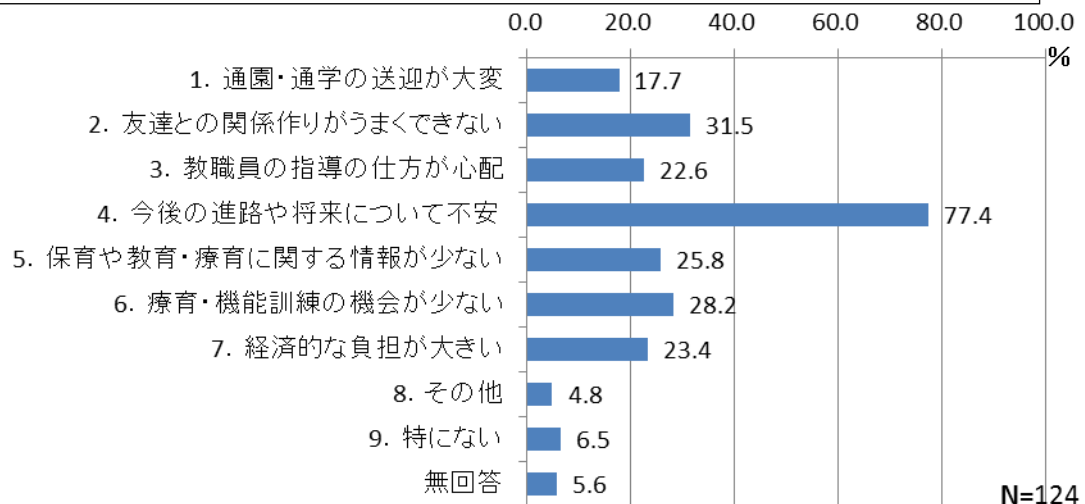
- (ア) 回答者属性
- (イ) 障がいの状況
- (ウ) 保育・教育・療育について (18 歳未満の方やその家族を対象)
- (エ) 住まいや暮らしについて
- (オ) 日中活動や就労について
- (カ) 障がい福祉サービス等利用状況について
- (キ) 相談相手について
- (ク) 障がい理解・権利擁護について
- (ケ) 災害時の避難等について

(2) 主な調査内容

1) 通園や通学、学校生活等で困っていること・心配していること

「今後の進路や将来について不安」が77.4%で最も多いです。次いで「友達との関係作りがうまくできない」(31.5%)、「療育・機能訓練の機会が少ない」(28.2%)、「保育や教育・療育に関する情報が少ない」(25.8%)であります。

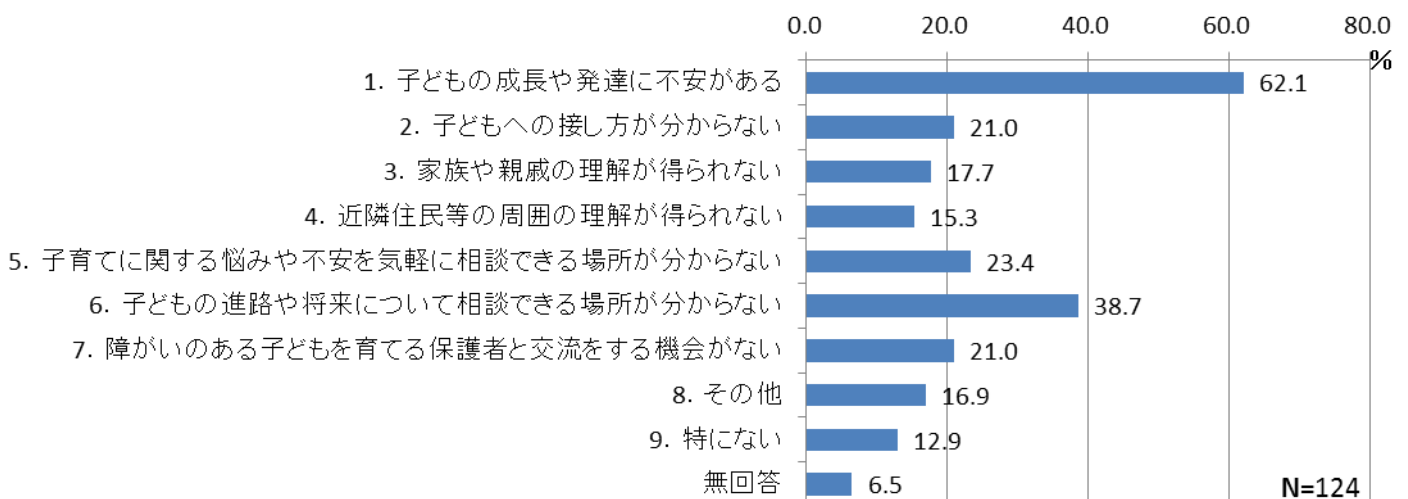
問 お子さんの通園や通学、また学校生活等で困っていることや心配していることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



2) 子どもを育てるうえで、これまでに困ったことや現在困っていること

「子どもの成長や発達に不安がある」が62.1%で最も多いです。次いで「子どもの進路や将来について相談できる場所が分からない」(38.7%)、「子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる場所が分からない」(23.4%)、「子どもへの接し方が分からない」(21.0%)、「障がいのある子どもを育てる保護者と交流をする機会がない」(21.0%)であります。

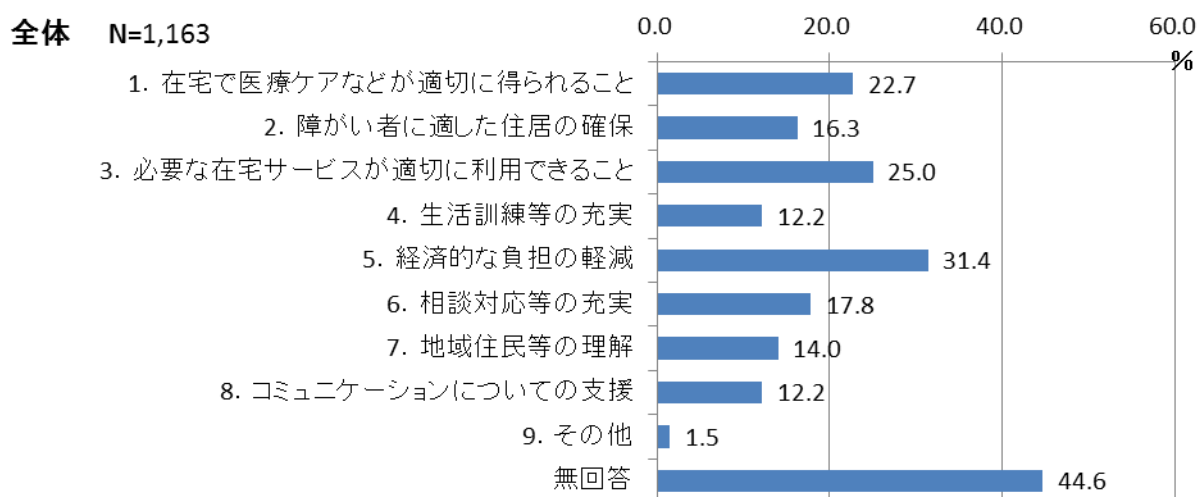
問 お子さんを育てるうえで、これまでに困ったことや現在困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)



3) 地域で生活するための支援

地域で生活するための支援については、施設入所者に限らず回答されていたため、全体で集計しました。施設入所者について集計すると、回答の傾向は全体と同様ですが、回答割合が大きくなっています。「経済的な負担の軽減」が約3割（施設入所者では6割近く）の人が挙げており、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」を2割以上（施設入所者では4割前後）の人が挙げています。

問 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

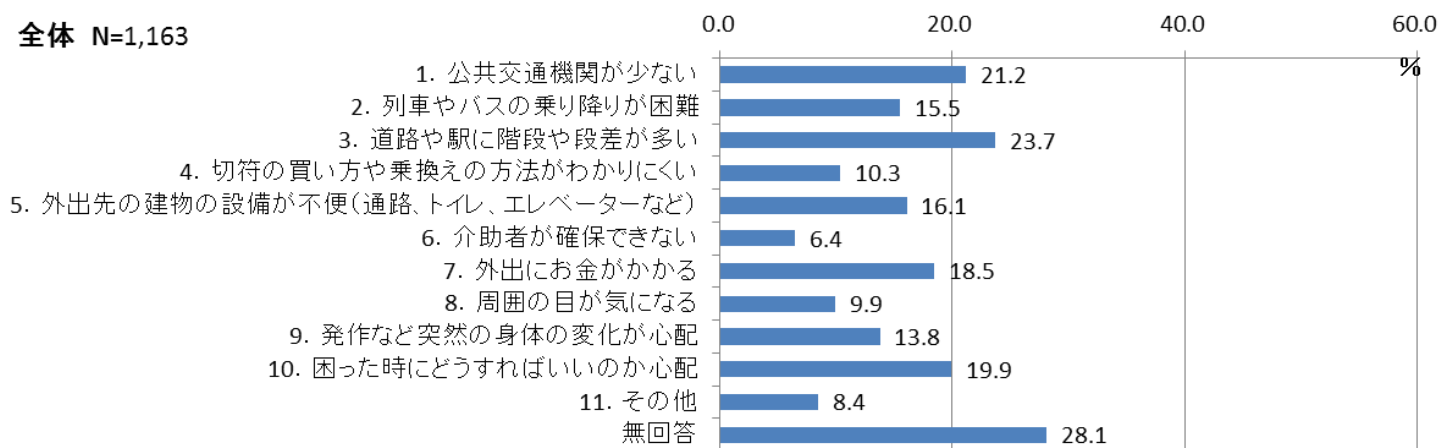


4) 外出するとき困ること

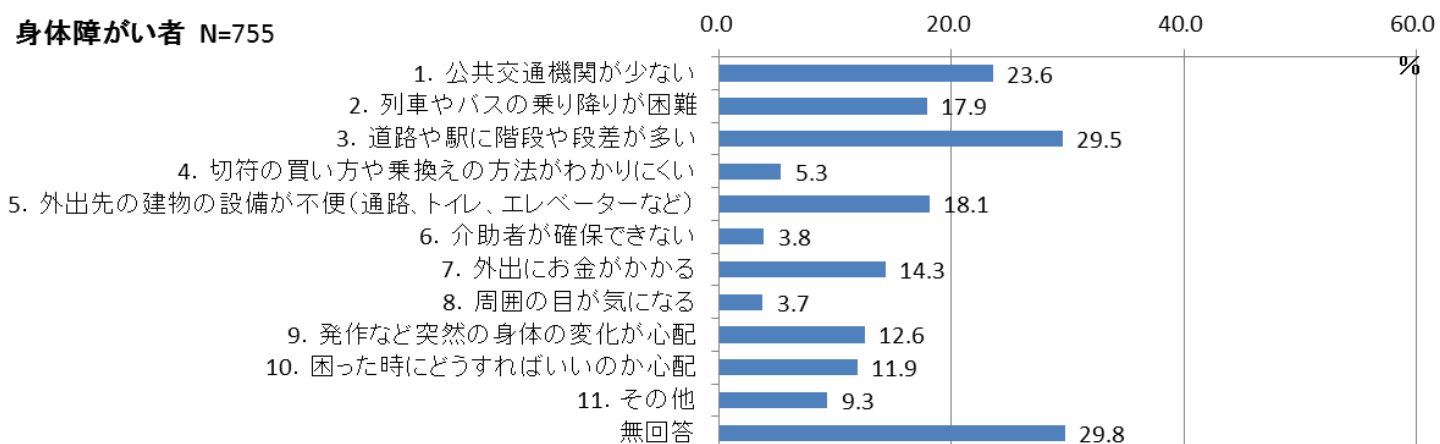
問 25 で「5. まったく外出しない」を選択した人も回答されていたため、全体で集計しました。「道路や駅に階段や段差が多い」及び「公共交通機関が少ない」が、ともに2割以上で多いです。次いで「困った時どうすればいいのか心配」「外出にお金がかかる」「外出の建物の設備が不便」「列車やバスの乗り降りが困難」が挙げられています。障がい区分別にみると、身体障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」「公共交通機関が少ない」が多いです。知的障がい者では「困った時どうすればいいのか心配」が4割以上です。精神障がい者では「外出にお金がかかる」「困った時どうすればいいのか心配」「周囲の目が気になる」が3割以上を占めます。重複では「困った時どうすればいいのか心配」「発作など突然の身体の変化が心配」が3割以上を占めます。

問 外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

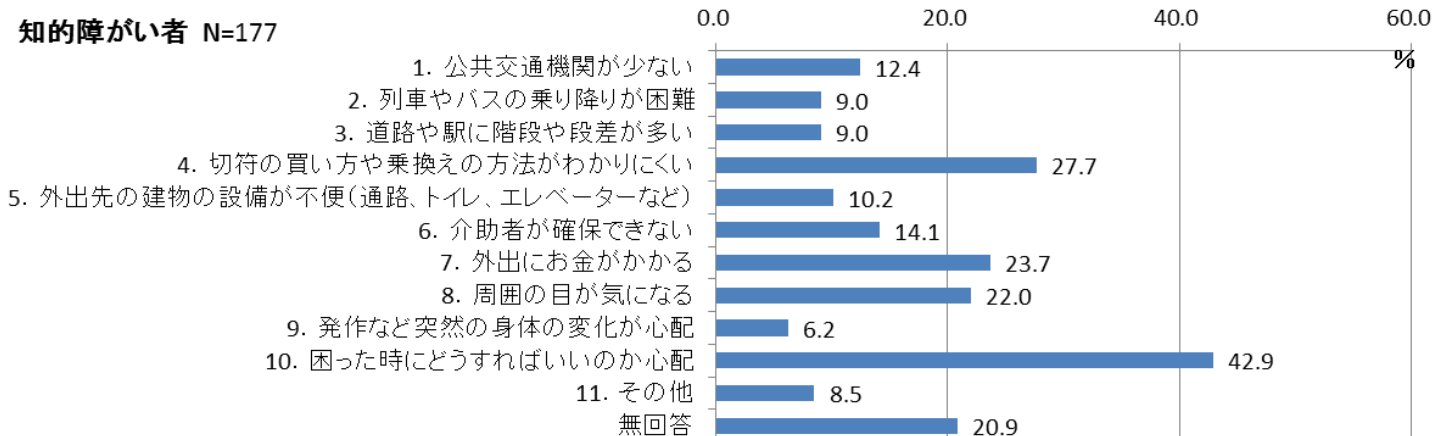
全体 N=1,163



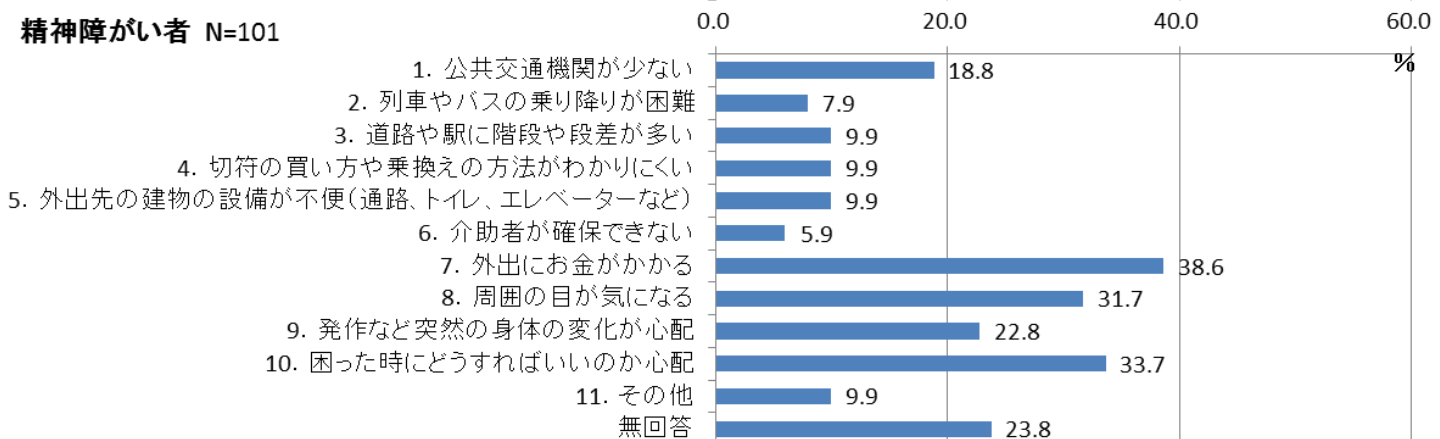
身体障がい者 N=755



知的障がい者 N=177



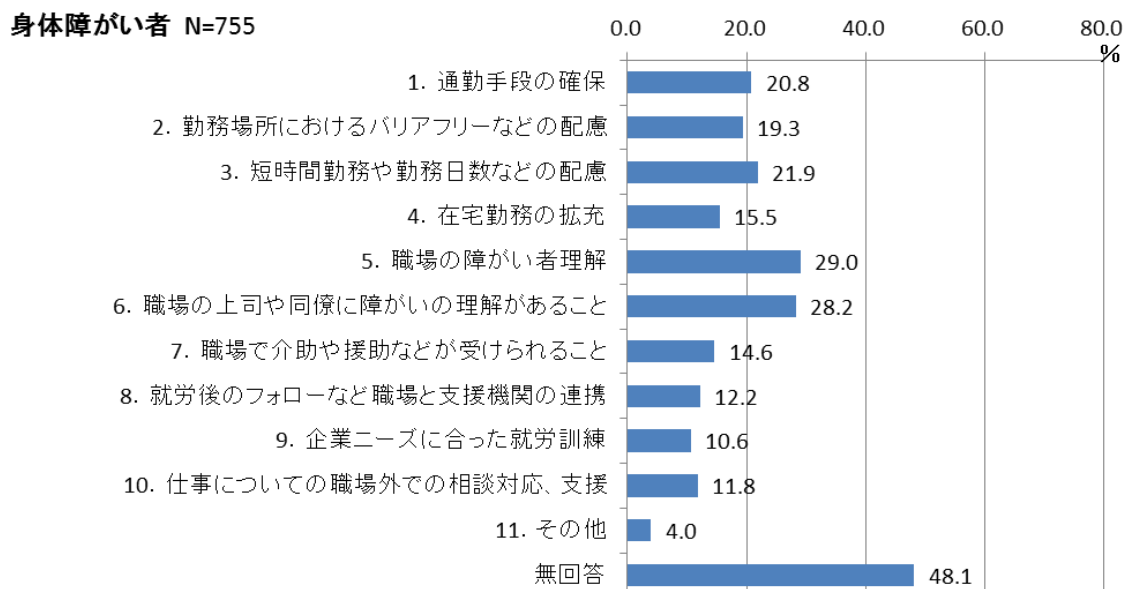
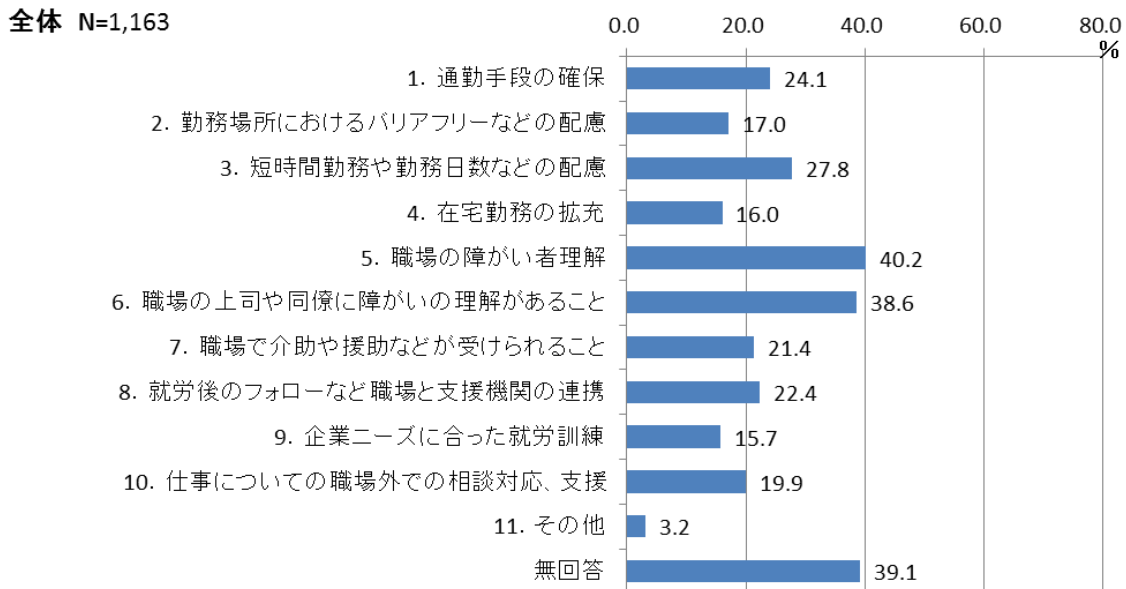
精神障がい者 N=101



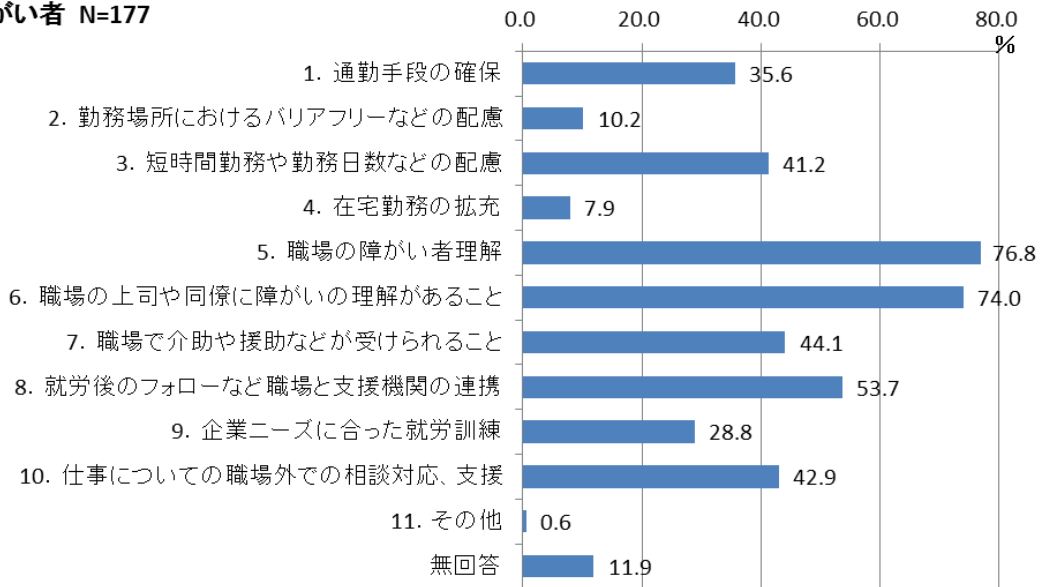
5) 必要な就労支援

必要な就労支援としては、「職場の障がい者理解」及び「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が約4割で最も多く、対人関係の配慮が重要視されています。障がい区別にみると、身体障がい者では「職場の障がい者理解」及び「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が約3割で多いです。知的障がい者では、「職場の障がい者理解」及び「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」は7割以上、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」を5割以上の人が挙げています。精神障がい者では、「職場の障がい者理解」及び「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」は5割以上、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」を5割近くの人が挙げています。

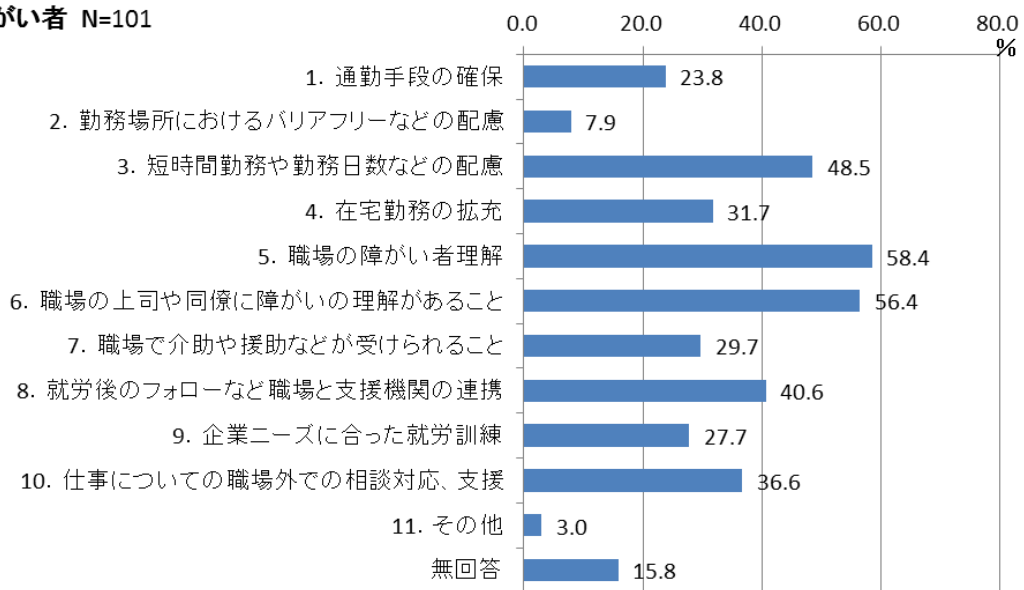
問 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



知的障がい者 N=177



精神障がい者 N=101

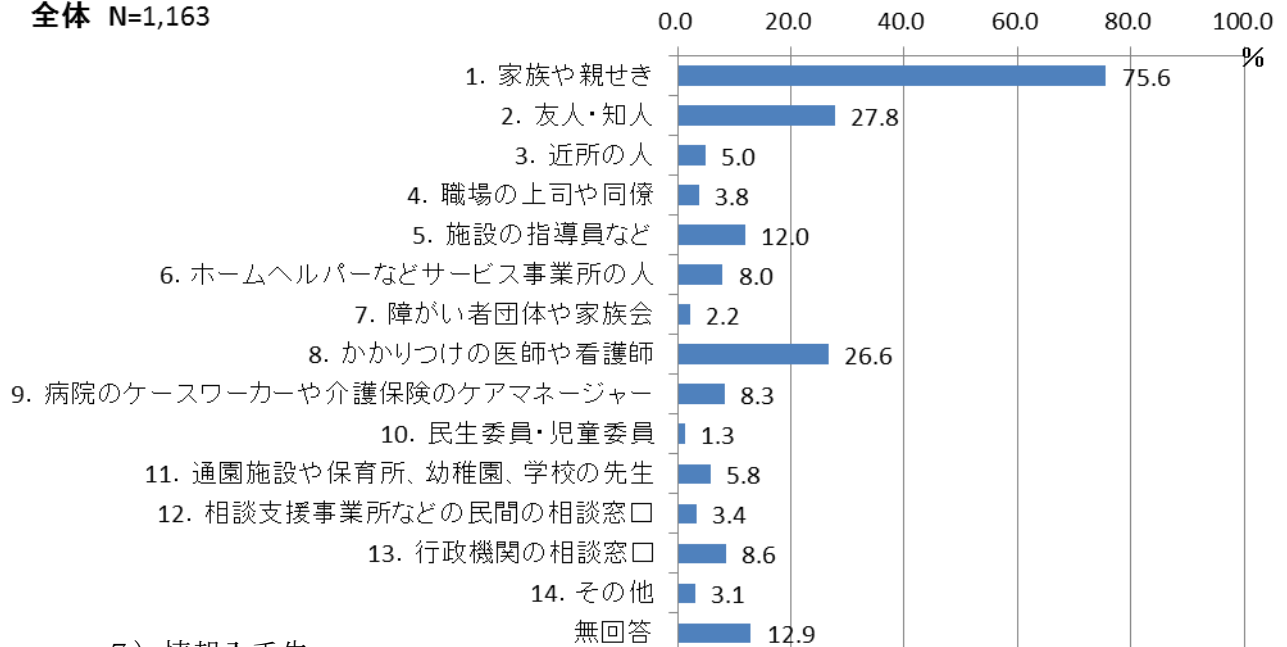


6) 相談相手

普段の相談相手としては「家族や親せき」が7割以上で圧倒的に多く、次いで「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」2割以上です。

問 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

全体 N=1,163

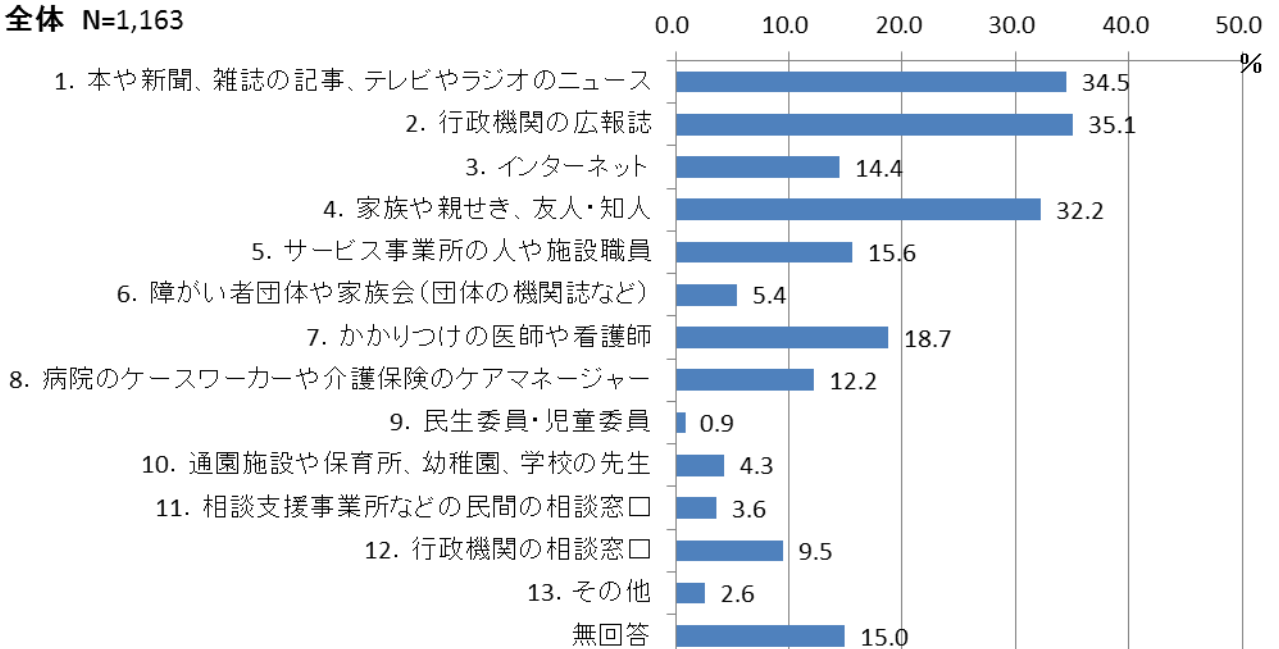


7) 情報入手先

情報入手先は「行政機関の広報誌」及び「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「家族や親せき、友人・知人」が多く、いずれも3割以上の人が挙げています。

問 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

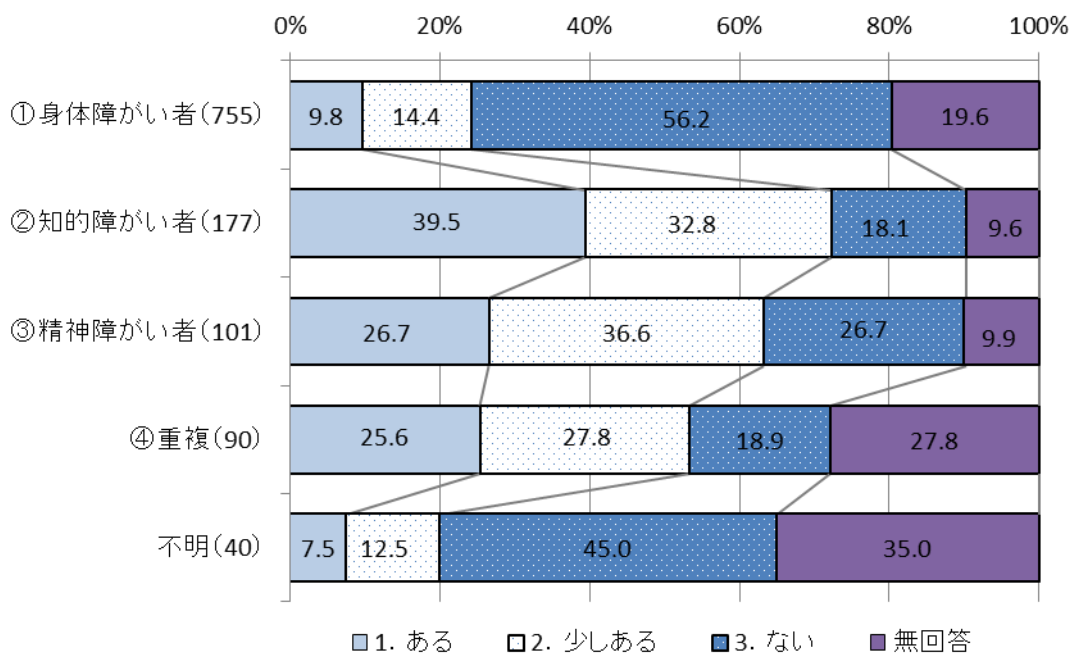
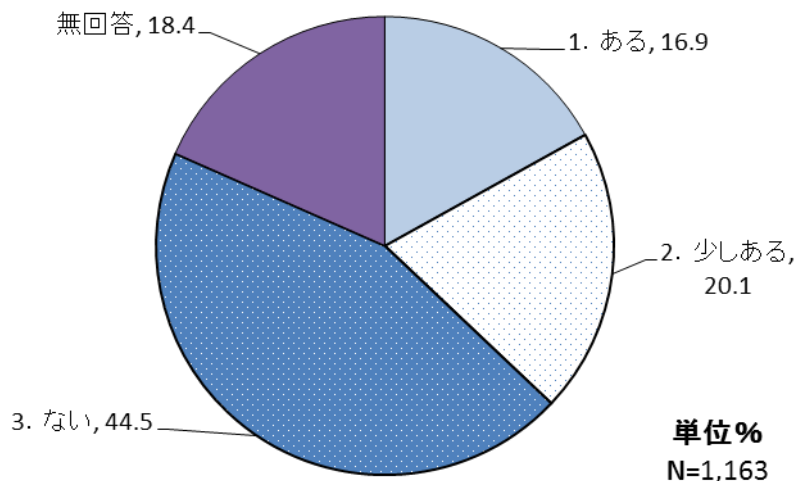
全体 N=1,163



8) 障がい理解・権利擁護

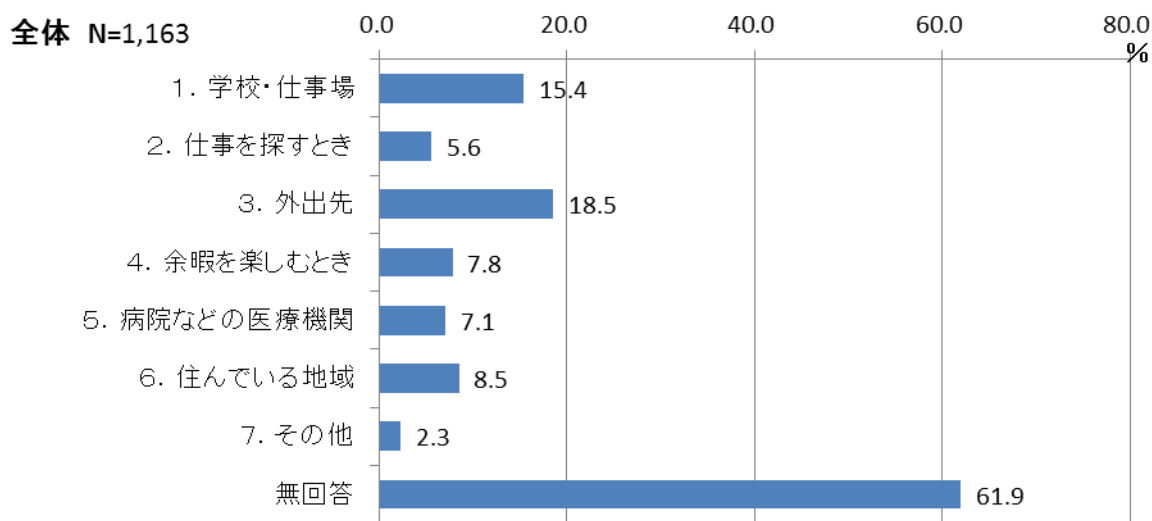
障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無は、「ない」が4割以上を占めますが、「ある」「少しある」を合わせると4割近くあります。障がい区分別にみると、何らかの嫌な思いを体験した人（「ある」+「少しある」）は、知的障がい者で7割以上、精神障がい者で6割以上、重複で5割以上であり、「ない」人を大きく上回っています。身体障がい者では「ある」「少しある」人は合わせて2割以上で、「ない」人より少ないです。

問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
（○は1つだけ）



問 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

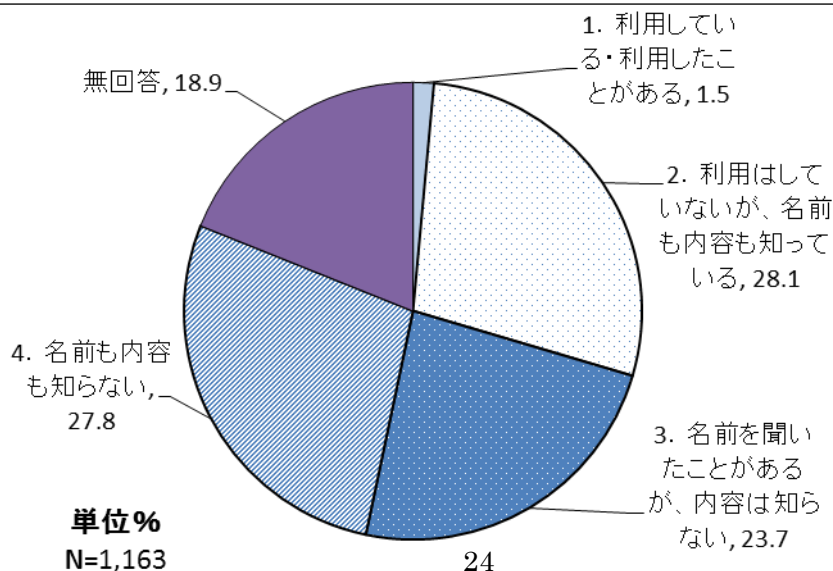
差別や嫌な思いをした場所は「外出先」が最も多く、次いで「学校・仕事場」です。障がい区分別にみると、身体障がい者は全体に回答割合が低いですが、「外出先」が比較的多く挙げられています。知的障がい者では、「学校・仕事場」及び「外出先」を4割前後の人が挙げています。精神障がい者では「学校・仕事場」が2割以上で最も多いですが、「外出先」「仕事を探するとき」「住んでいる地域」も2割近くの人が挙げています。重複では「外出先」及び「学校・仕事場」を2割以上の人が挙げています。



9) 成年後見制度の認知状況・利用意向

「利用している・利用したことがある」はわずかですが、「利用はしていないが、名前も内容も知っている」は3割近くあり、認知度は上がっています。「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせると半数以上がこの制度の存在を認知していることとなりますが、「名前も内容も知らない」も3割近くを占めています。

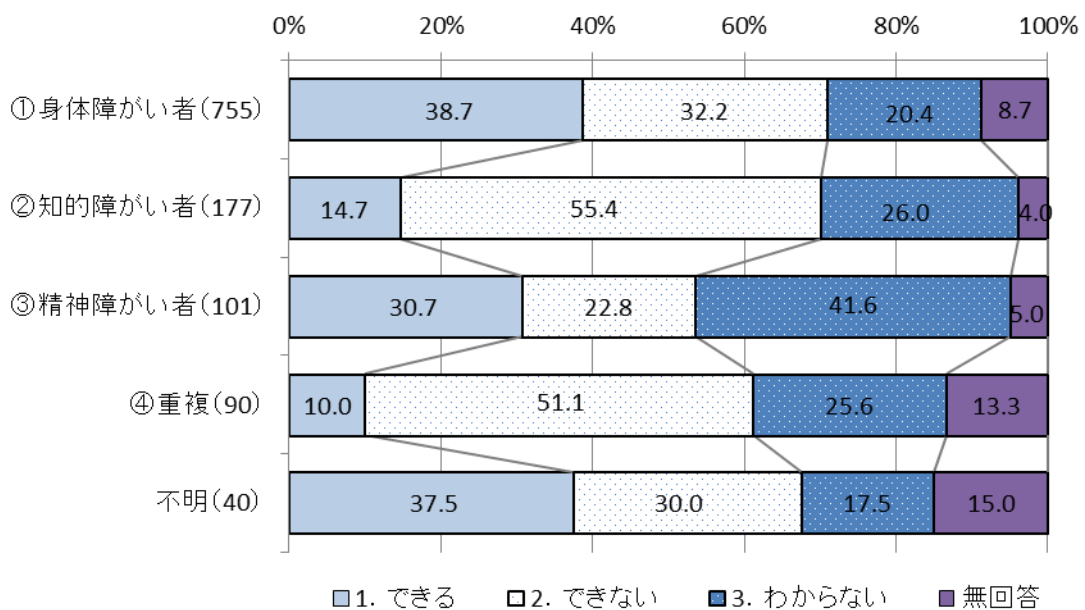
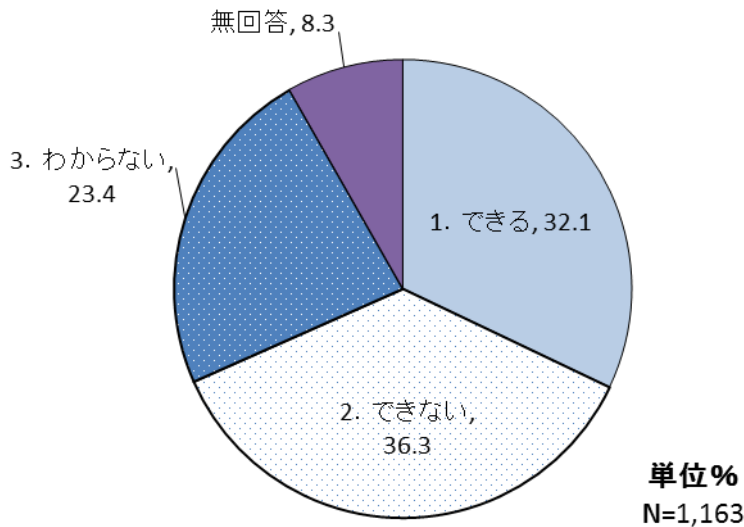
問 成年後見制度についてご存知ですか。(○は1つだけ)



10) 災害時の避難等

災害時における単独での避難は「できない」が36%で、「できる」の32%を上回っています。障がい区分別にみると、身体障がい者では「できる」(38%)が「できない」(32%)を若干上回っています。知的障がい者と重複では「できない」が5割以上で「できる」を大きく上回ります。精神障がい者では「わからない」が約4割で最も多くなっています。

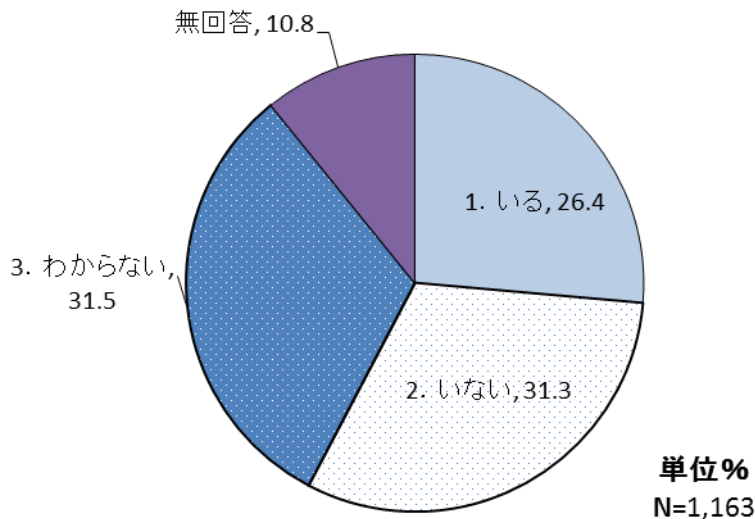
問 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つだけ)



1 1) 近所における災害時の支援者

近所における災害時の支援者については、「いない」「わからない」が31%で、「いる」の26%を上回っています。

問 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(〇は1つだけ)

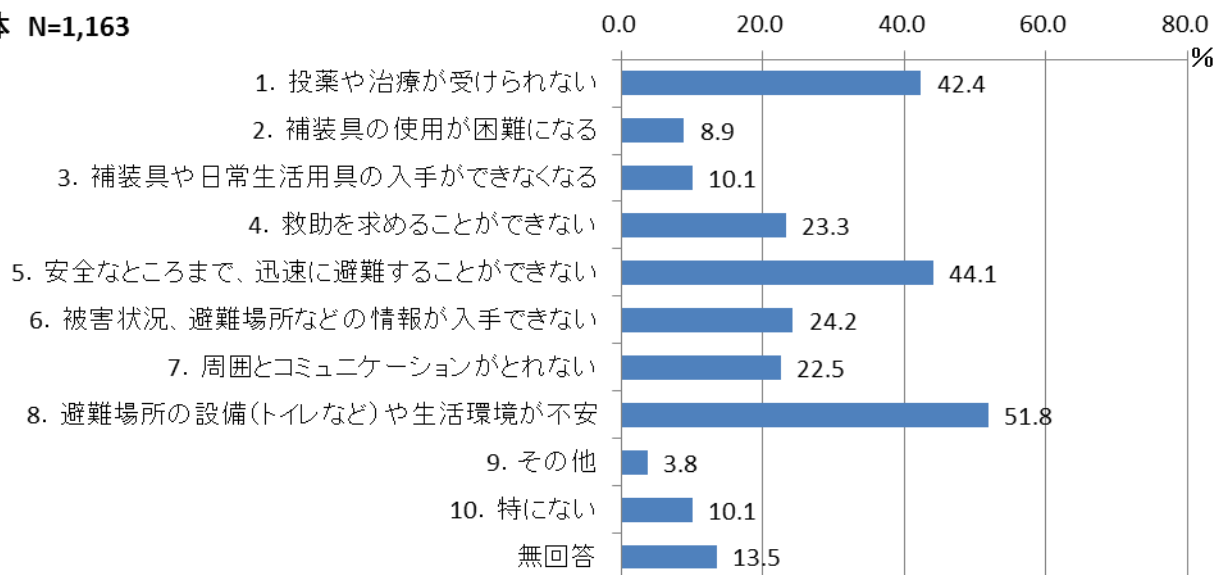


1 2) 災害時に困ること

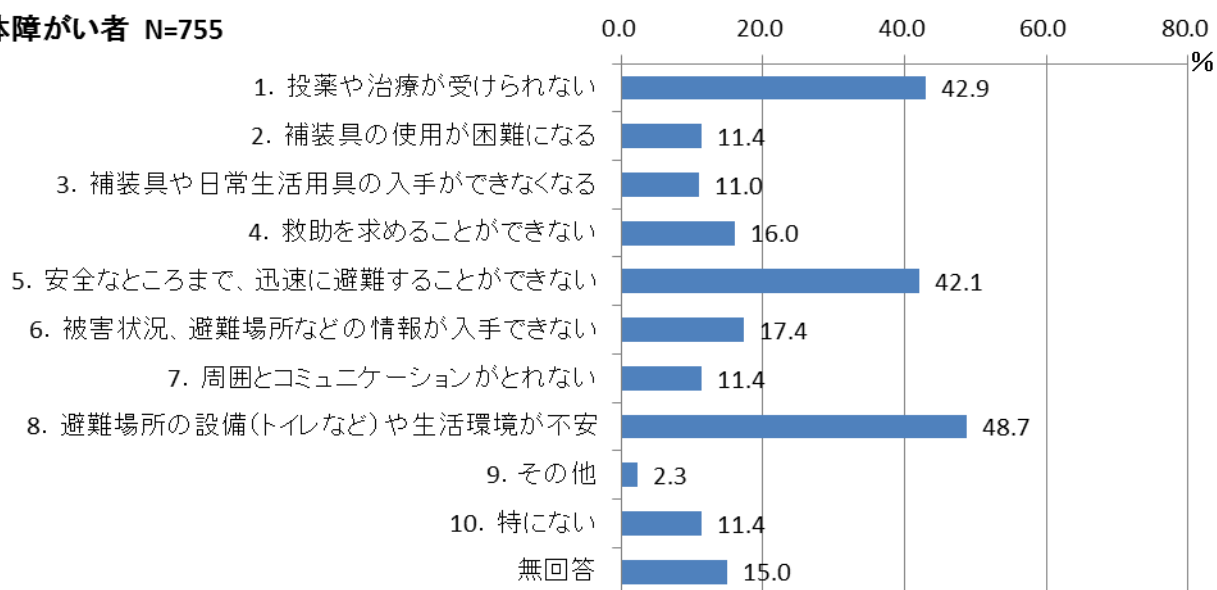
災害時に困ることとしては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」を半数以上の方が挙げています。次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」「投薬や治療が受けられない」が4割以上です。「とくにない」も約1割みられます。障がい区分別で、それぞれ4割以上の方が挙げている項目をみると、身体障がい者では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「投薬や治療が受けられない」が挙げられています。知的障がい者では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「周囲とのコミュニケーションがとれない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が6割前で多く、次いで「救助を求めることができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が挙げられています。精神障がい者では、「投薬や治療が受けられない」が6割以上で最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が5割以上となっています。重複では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が5割以上で多く、次いで「投薬や治療が受けられない」「救助を求めることができない」が挙げられています。

問 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

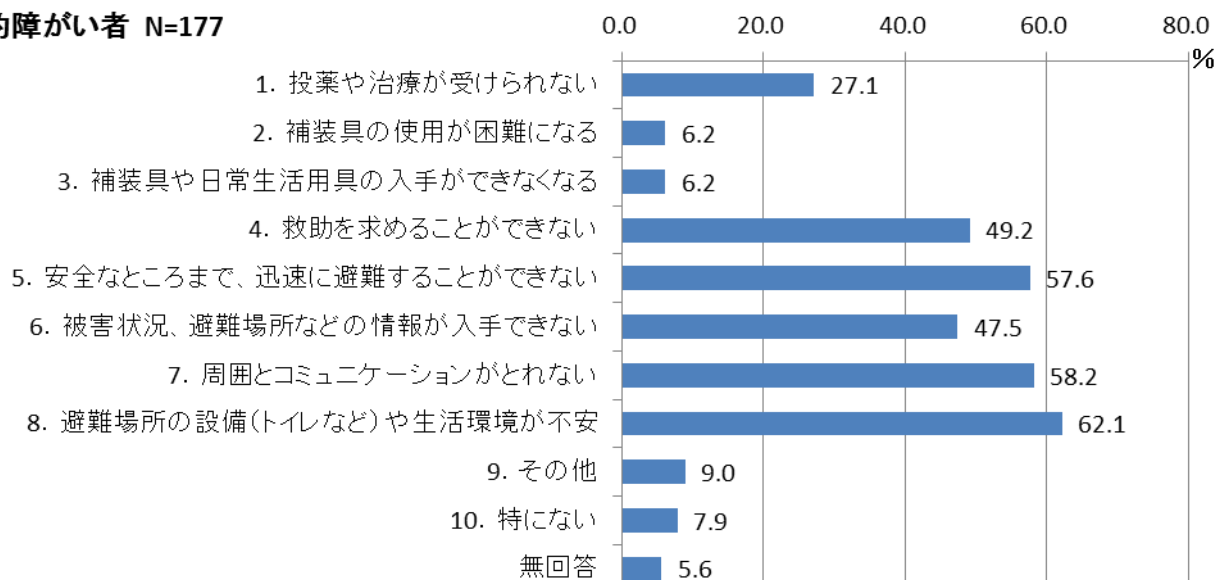
全体 N=1,163



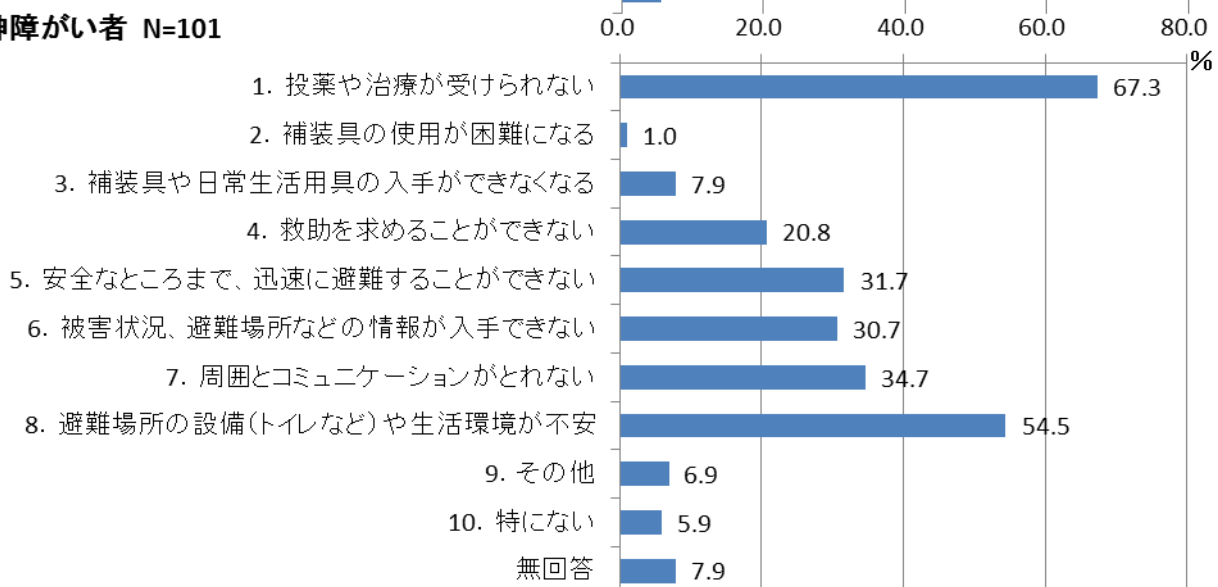
身体障がい者 N=755



知的障がい者 N=177



精神障がい者 N=101



(3) 障がい区分別の課題について

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者別にアンケートの回答傾向を調べ、その課題を抽出しました。

障がい区分ごとに、課題の違いが見られることがわかります。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
①地域で生活するための支援について	約3割の人が、経済的な負担の軽減、在宅で医療ケアなどが適切に得られる事、必要な在宅サービスが適切に利用できる事、が必要と感じている。	4割の人が、経済的な負担の軽減が必要と感じ、約3割の人が、地域住民等の理解、相談対応等の充実、必要な在宅サービスが適切に利用できる事、が必要と感じている。	4割の人が、経済的な負担の軽減が必要と感じ、約3割の人が、相談対応等の充実、が必要と感じている。
②外出関係	外出頻度は高い。 バリアフリーが整っておらず、困る方が多い。	外出頻度は高い。 困った時どうすればいいのか心配される方が多い。	外出頻度は高い。 経費がかかることや人目を気にしたりや困った時どうすればいいのか心配される方が多い。
③平日の日中活動	「自宅で過ごしている」と答える割合が高い。	「福祉施設、作業所などに通っている」と「特別支援学校（小中高等部）に通っている」と答える割合が高い。	「自宅で過ごしている」と答える割合が高い。
④勤務形態・就労支援について	正職員の割合が高い。 必要な就労支援としては、職場の障がい者理解及び職場の上司や同僚に障がいの理解があることに関する要望が高い。	パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員の割合が高い。必要な就労支援としては、職場の障がい者理解及び職場の上司や同僚に障がいの理解があることに関する要望が高い。	パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員の割合が高い。必要な就労支援としては、職場の障がい者理解及び職場の上司や同僚に障がいの理解があることに関する要望が高い。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
⑤障がい福祉サービス関係	利用状況は低い。 今後利用したいサービスでは、居宅介護が多い。	放課後等デイサービス、障害児相談支援、行動援護の利用状況が比較的高い。 今後利用したいサービスでは、新設の自立生活援助と就労定着支援が多い。	就労継続支援（B型）と居宅介護の利用状況が比較的高い。 今後利用したいサービスでは、新設の就労定着支援が多い。
⑥情報の収集場所	約4割の人が、市のホームページや広報、市の窓口及びテレビやラジオのニュースより。	約4割の人が、家族や親せき、友人・知人、サービス事業所の人や施設職員より。	3割以上の人が、かかりつけの医師や看護師、家族や親せき、友人・知人より。
⑦障がい者理解	2割以上の人が差別や何らかの嫌な思いを体験する。外出先での体験が多い。	7割以上の人が差別や何らかの嫌な思いを体験する。学校・仕事場・外出先での体験が多い。	6割以上の人が差別や何らかの嫌な思いを体験する。学校・仕事場での体験が多い。
⑧災害関係	4割の人が単独での避難ができると回答。近所における災害時の支援者は、3割の人が、「いる」と回答。災害時に困る事としては、避難場所の設備（トイレなど）や生活環境に関する事、安全なところまで迅速に避難することができない事、投薬や治療が受けられない事が多い。	5割以上の人が単独での避難ができないと回答。近所における災害時の支援者は、4割の人が、「いない」と回答。災害時に困る事としては、避難場所の設備（トイレなど）や生活環境に関する事、安全なところまで迅速に避難することができない事、周囲とのコミュニケーションがとれない事が多い。	4割の人が「わからない」と回答。3割の人が単独での避難ができると回答。近所における災害時の支援者は、4割の人が、「いない」と回答。災害時に困る事としては、投薬や治療が受けられない事、避難場所の設備（トイレなど）や生活環境に関する事が多い。

4. 香芝市障がい者計画策定に関するアンケート調査結果について

(1) 調査目的

この調査は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、制定する「第2期香芝市障がい者計画」《平成31年(2019年)度～2023年度》の策定にあたり、障がいのある人との関わりや、本市が取り組むべき課題についてどのように考えておられるかを把握し、基礎資料とすることを目的に、実施いたしました。

(2) 調査概要

- ・調査対象：香芝市内に居住する18歳以上の市民1,000人
- ・調査期間：平成30年9月7日(金)～平成30年10月1日(月)
- ・調査方法：郵送による発送、回収
- ・回収結果：

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000	543	54.3%

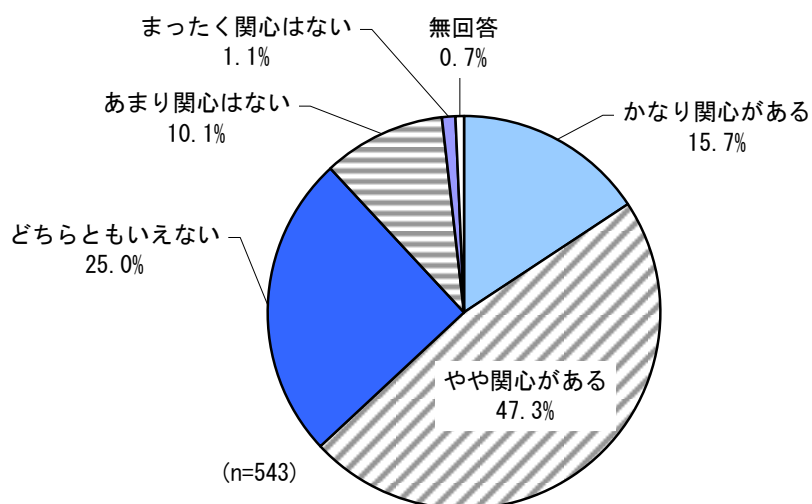


(3) 障がいのある人への福祉についての関心

1) 障がいのある人への福祉についての関心

問 あなたは、障がいのある人の福祉について関心がありますか。(○は1つ)

【障がいのある人への福祉の関心度】



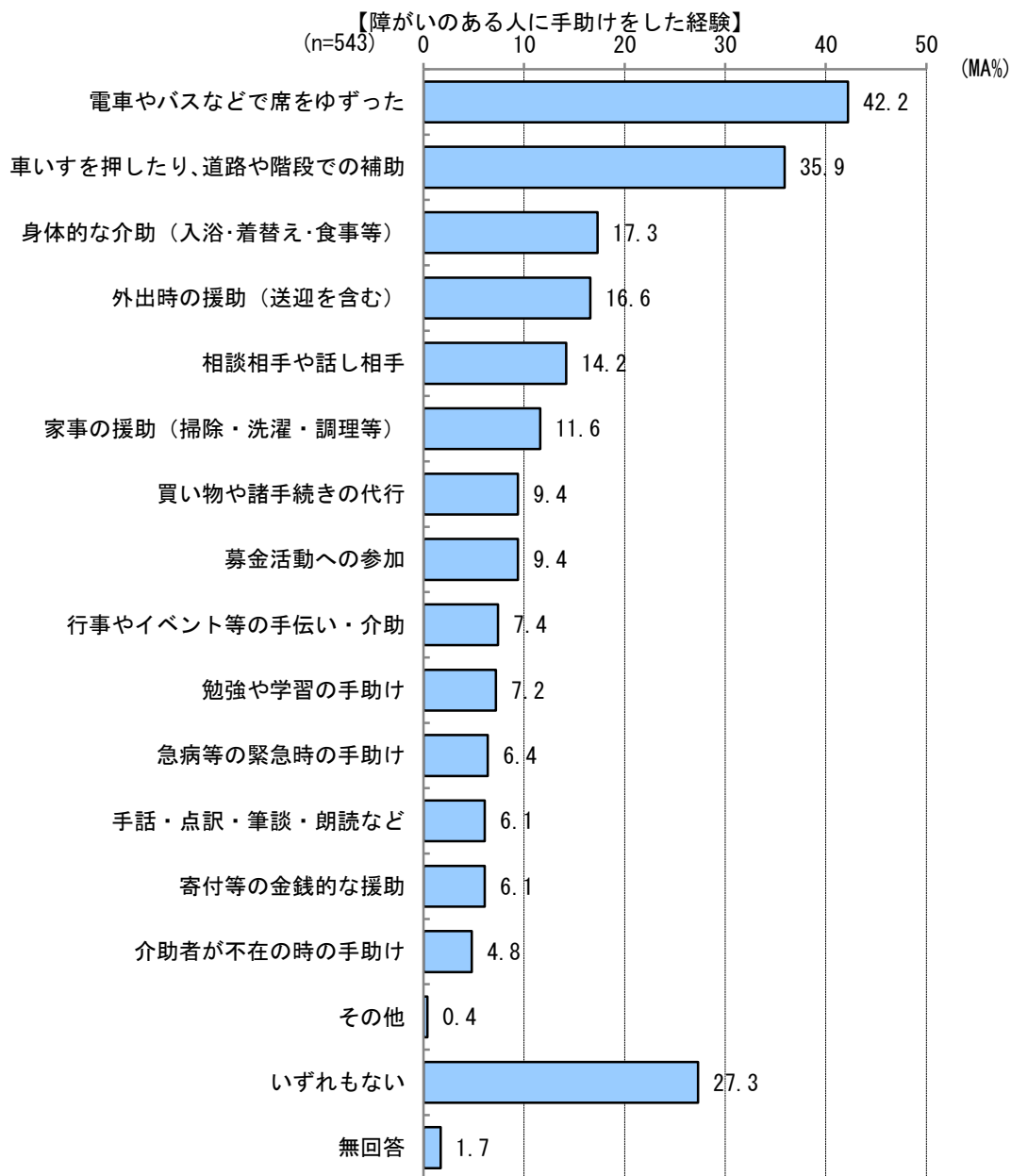
障がいのある人への福祉の関心度については、「やや関心がある」が47.3%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が25.0%、「かなり関心がある」が15.7%となっています。また、『関心がある（「かなり関心がある」と「やや関心がある」の和）』割合は63.0%を占めており、『関心はない（「あまり関心はない」と「まったく関心はない」の和）』割合は11.2%となっています。



2) 障がいのある人への支援やボランティアについて

① 障がいのある人に対する手助け

問 あなたは過去に、障がいのある人に対して、次のような手助けをしたことがありますか。(〇はいくつでも)

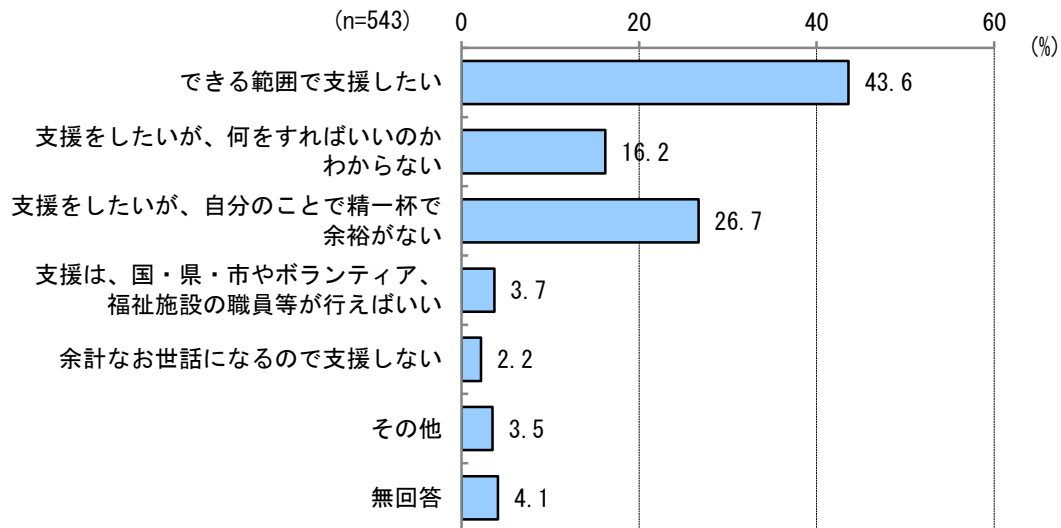


障がいのある人に手助けをした経験について、71%の方が何らかの形で手助けをした経験があり、27.3%の人が「いずれもない」と回答されています。

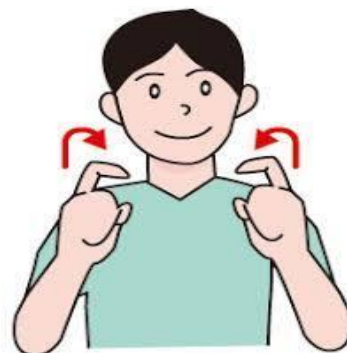
3) 障がいのある人への支援に対する考え

問 障がいのある人に対する支援について、あなたはどのような考えをお持ちですか。
(あなたの考えに最も近いもの1つに○)

【障がいのある人への支援に対する考え】



障がいのある人への支援に対する考えについては、「できる範囲で支援したい」が43.6%で最も多く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯で余裕がない」が26.7%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が16.2%となっています。

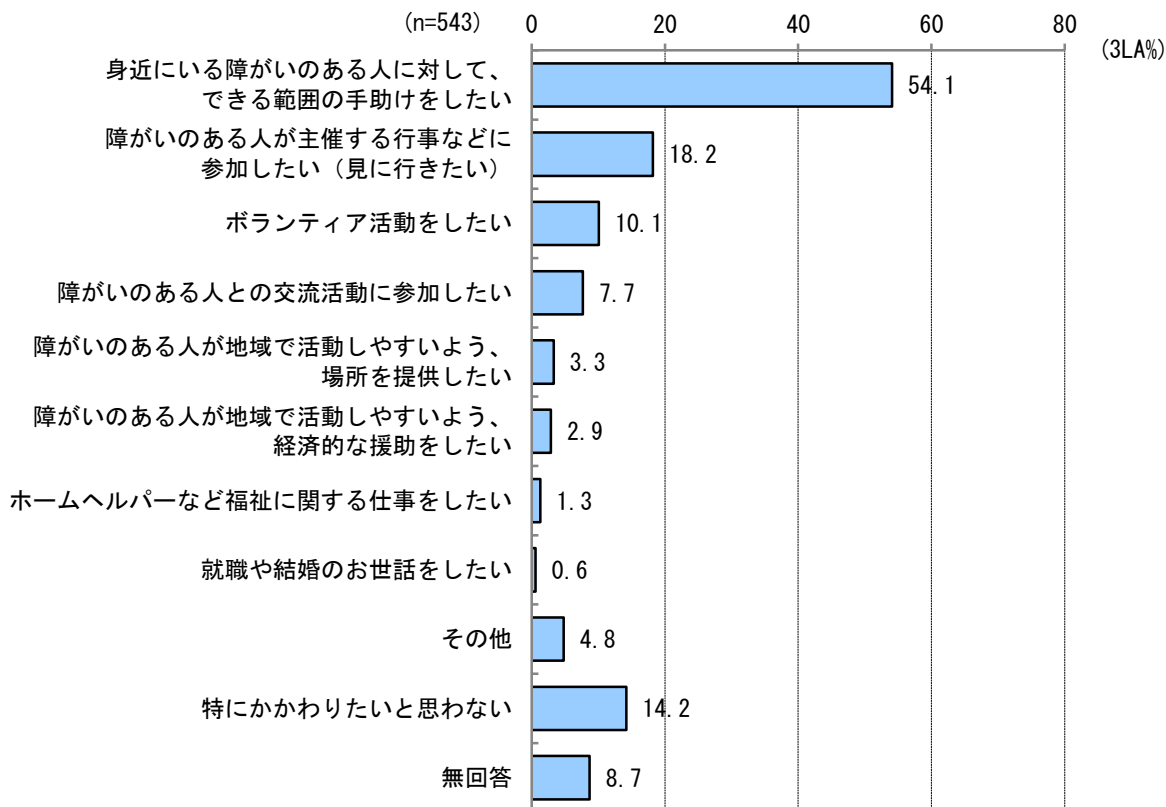


(あいさつ)

4) 障がいのある人とのかかわり方の意向

問 今後、障がいのある人とかかるとすれば、あなたは具体的にどのようなかたちでかかわりたいと思いますか。(〇は主なもの3つまで)

【障がいのある人とのかかわり方の意向】

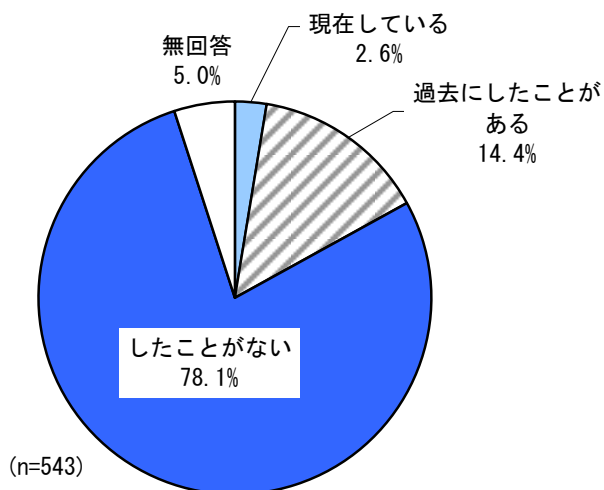


障がいのある人とかかるとすれば、どのようにかかわりたいかについて、「身近にいる障がいのある人に対して、できる範囲の手助けをしたい」が54.1%で最も多く、次いで「障がいのある人が主催する行事などに参加したい (見に行きたい)」が18.2%、「ボランティア活動をしたい」が10.1%となっています。一方、「特にかかわりたいと思わない」は14.2%となっています。

5) 障がいのある人へのボランティア

問 あなたは、これまでにボランティアとして、障がいのある人と接したり手助けをしたことがありますか。(○は1つだけ)

【ボランティアとして手助けをした経験】



ボランティアとして、障がいのある人と接したり手助けをしたりしたことについて、「現在している」が2.6%、「過去にしたことがある」が14.4%となっており、両者を合わせた『したことがある』割合は、17.0%となっています。一方、「したことがない」は78.1%となっています。

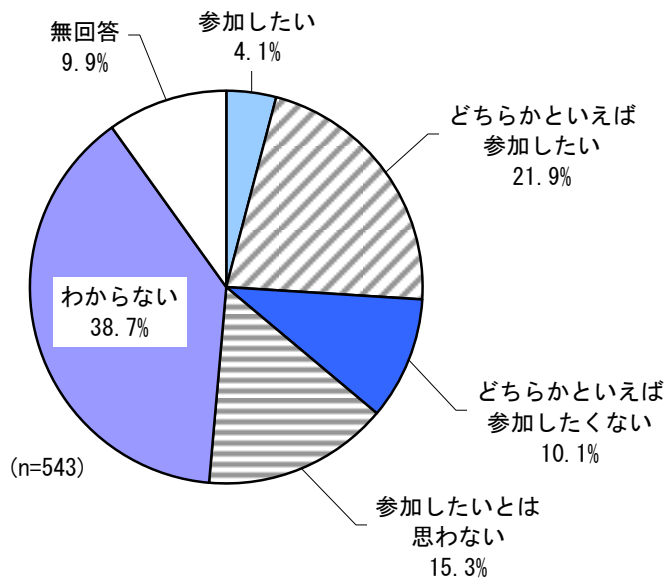


(身体障害者補助犬)

6) 障がいのある人へのボランティアの今後の意向

問 あなたは今後、障がいのある人を対象とするボランティア活動に参加したい（引き続きしたい）と思いますか。（○は1つ）

【ボランティア活動の参加意向】



障がいのある人へのボランティア活動の参加意向について、「参加したい」が4.1%、「どちらかといえば参加したい」が21.9%となっており、両者を合わせた『参加意向がある』割合は26.0%となっています。一方、『参加意向はない（「どちらかといえば参加したくない」と「参加したいとは思わない」の和）』割合は25.4%となっています。



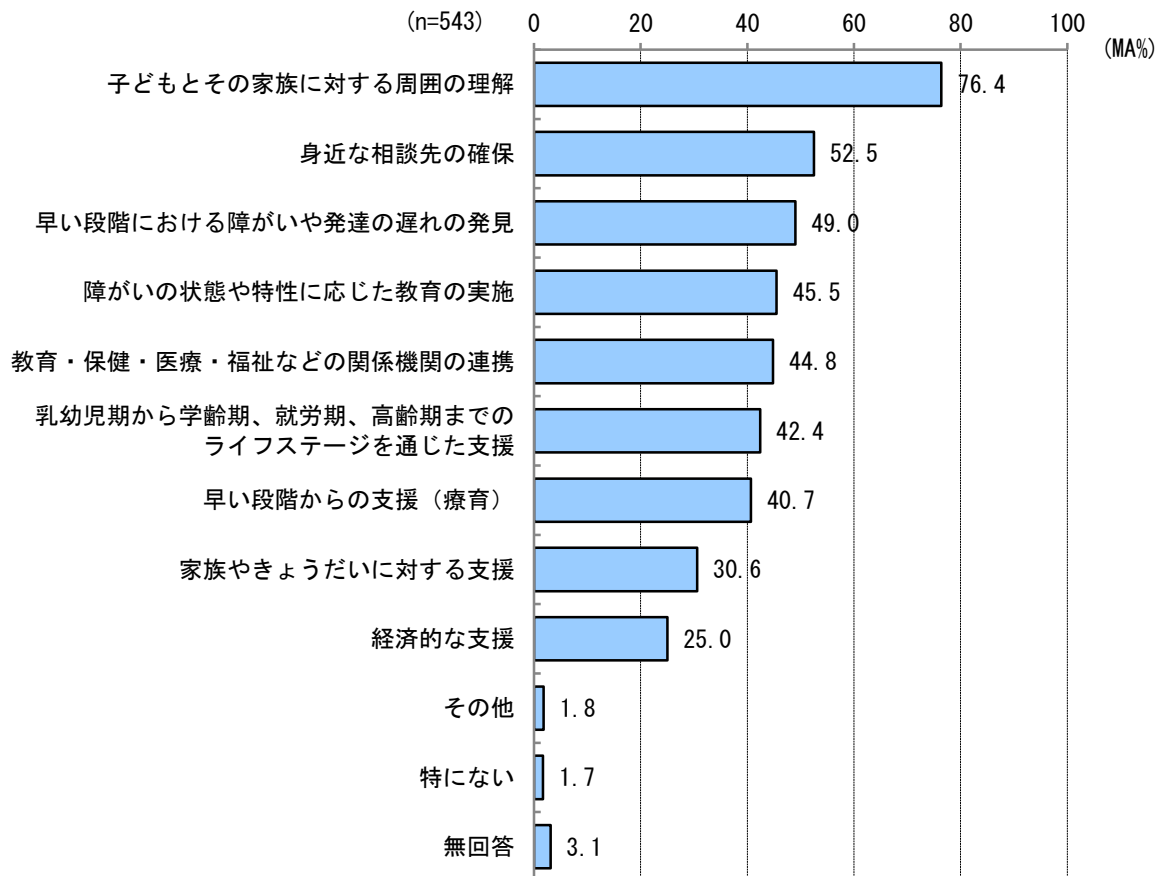
(手話マーク)

(4) 障がいのある人を取り巻くさまざまな環境について

1) 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに必要なこと

問 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもについて、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

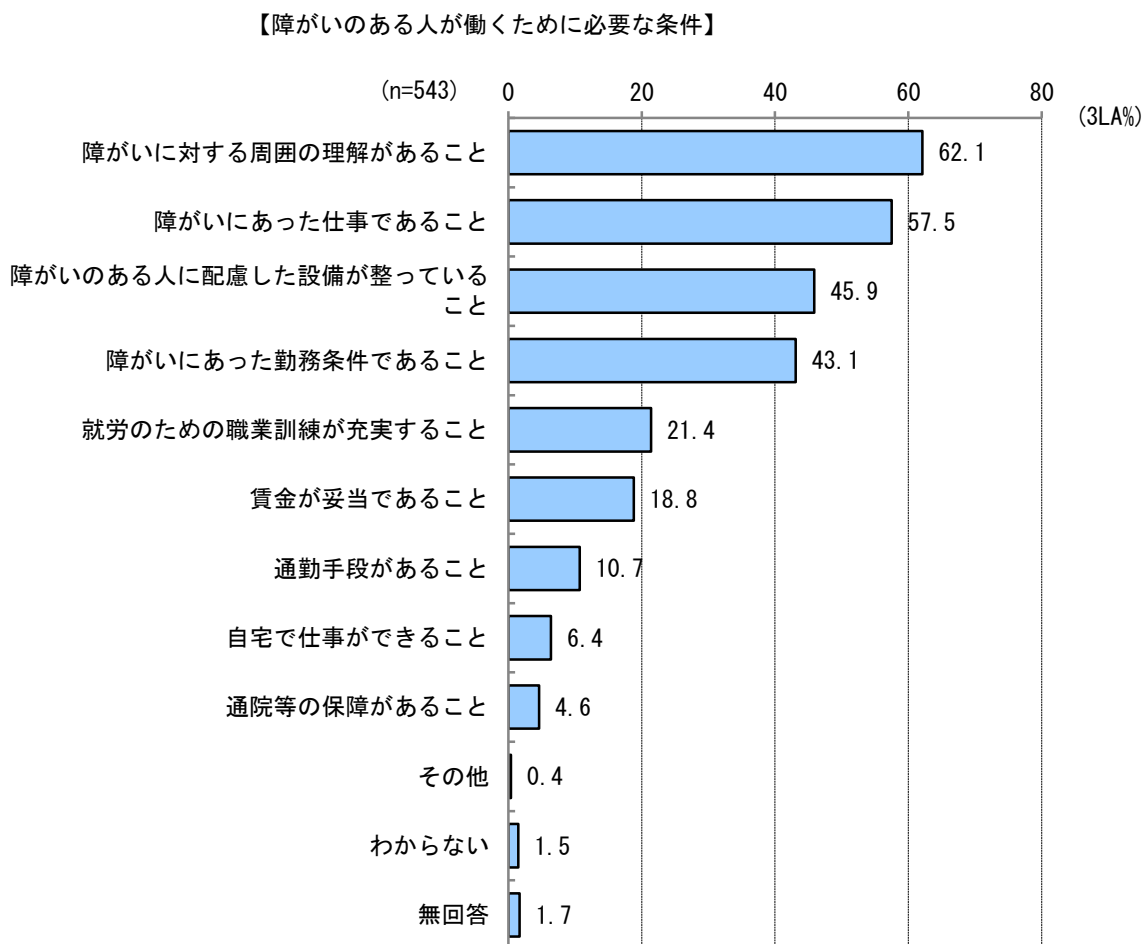
【障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに必要なこと】



障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに必要なことについては、「子どもとその家族に対する周囲の理解」が76.4%で最も多く、次いで「身近な相談先の確保」が52.5%、「早い段階における障がいや発達の遅れの発見」が49.0%となっています。

2) 障がいのある人が働くために必要な条件

問 あなたは、障がいのある人が働くために、どのような条件が必要だと思いますか。
(○は特に重要と思うもの3つまで)

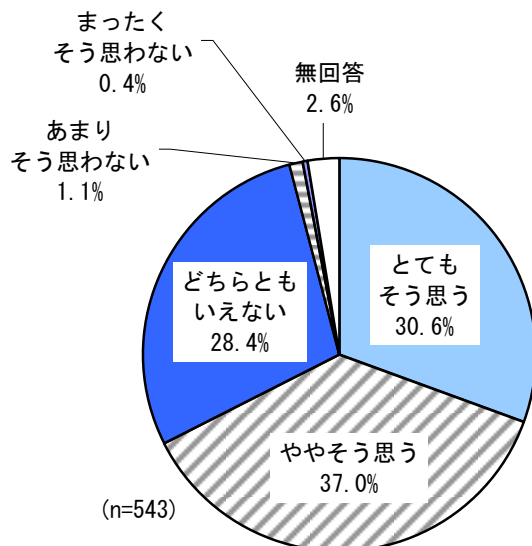


障がいのある人が働くために必要な条件については、「障がいに対する周囲の理解があること」が62.1%で最も多く、次いで「障がいにあった仕事であること」が57.5%、「障がいのある人に配慮した設備が整っていること」が45.9%となっています。

3) 障がいのある人の雇用に対する意向

問 あなたは、障がいのある人がもっと雇用されるべきだと思いますか。(〇は1つ)

【障がいのある人の雇用に対する考え】



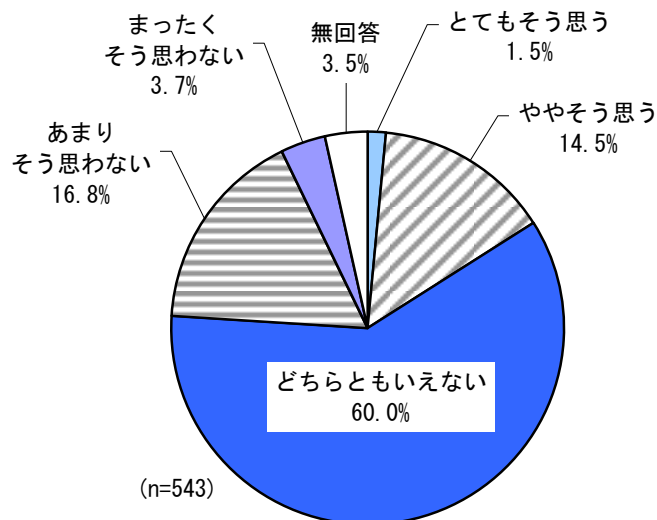
障がいのある人がもっと雇用されるべきだと思うかについて、「ややそう思う」が37.0%で最も多く、次いで「とてもそう思う」が30.6%となっており、両者を合わせた『そう思う』割合は67.6%を占めています。



4) 障がいのある人の暮らしやすさに対する意向

問 あなたは、香芝市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。
(○は1つ)

【障がいのある人の暮らしやすさに対する意向】



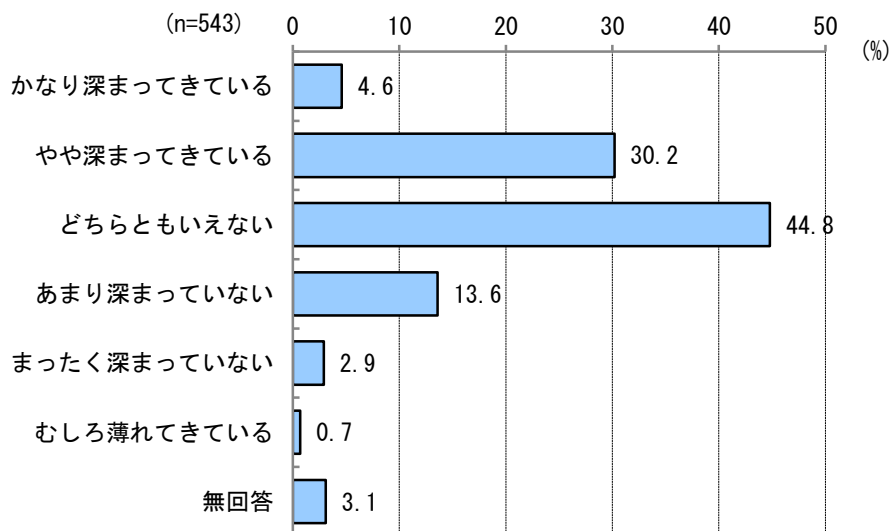
香芝市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについて、「どちらともいえない」が60.0%で最も多くなっています。また、『そう思う（「とてもそう思う」と「ややそう思う」の和）』割合は16.0%、『そう思わない（「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」の和）』割合は20.5%となっており、両者を比較すると『そう思わない』ほうが4.5ポイント多くなっています。



5) 障がい者や障がいに対する市民の理解度

問 あなたは、10年前に比べて、障がい者や障がいに対する市民の理解はどの程度深ま
ってきていると思いますか。(○は1つだけ)

【障がい者や障がいに対する市民の理解度】



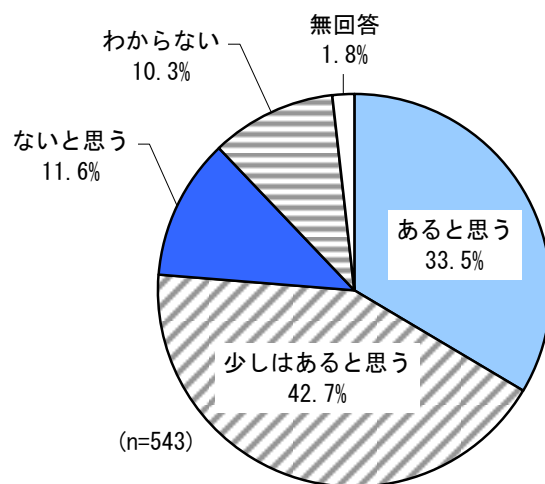
10年前に比べて、障がい者や障がいに対する市民の理解が深まっているかについて、「どちらともいえない」が44.8%で最も多く、次いで「やや深まってきている」が30.2%、「あまり深まっていない」が13.6%となっています。また、『深まってきている（「かなり深まってきている」と「やや深まってきている」の和）』の割合は34.8%、『深まっていない（「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」「むしろ薄れてきている」の和）』の割合は17.2%となっており、両者を比較すると、『深まってきている』ほうが17.6ポイント多くなっています。

6) 障がいのある人に対する差別や偏見

① 障がいを理由とする差別や偏見の有無

問 あなたは、障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。(○は1つだけ)

【障がいを理由とする差別や偏見の有無】



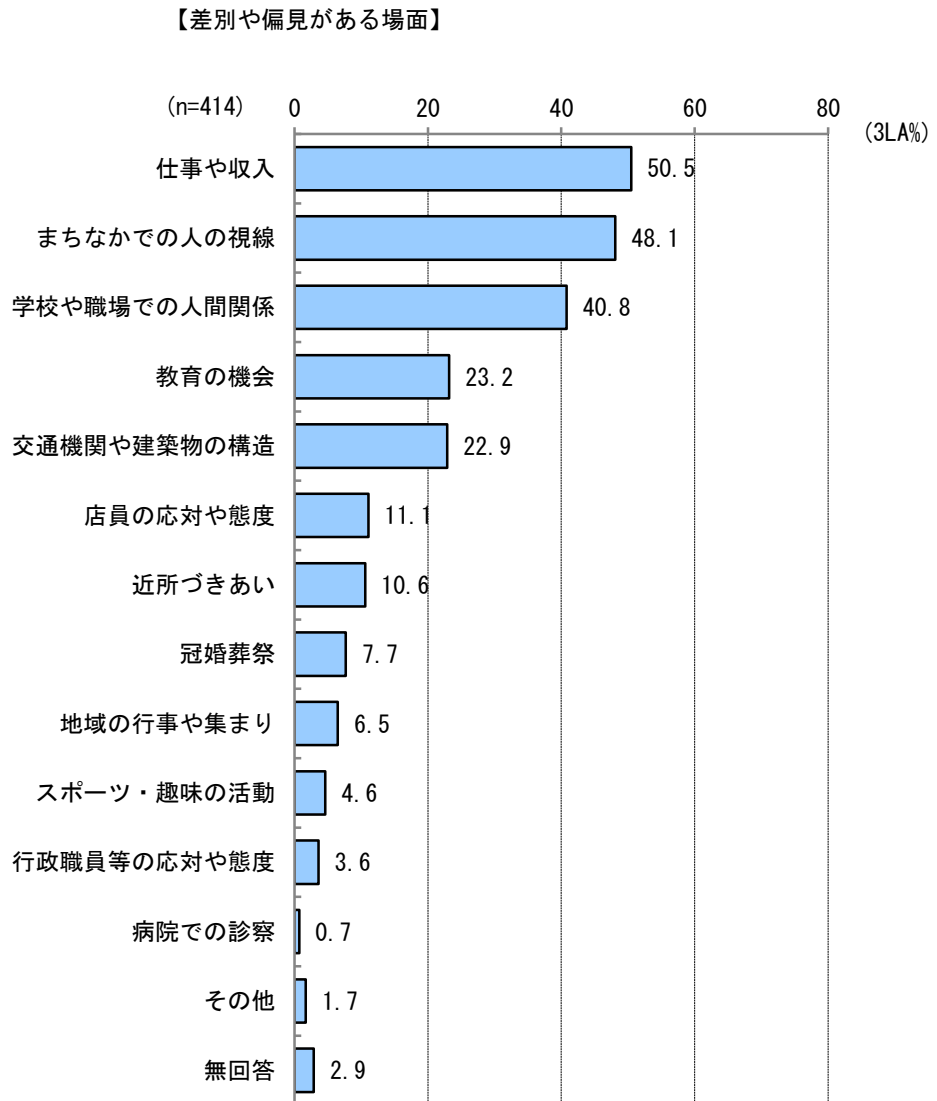
障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについて、「少しはあると思う」が42.7%で最も多く、次いで「あると思う」が33.5%となっており、両者を合わせた『あると思う』割合は76.2%を占めている。一方、「ないと思う」は11.6%となっています。



(ありがとう)

② 差別や偏見がある場面

問 特にどのような場面で、障がいのある人に差別や偏見があると思いますか。
(〇は特に多いと思われる場面3つまで)

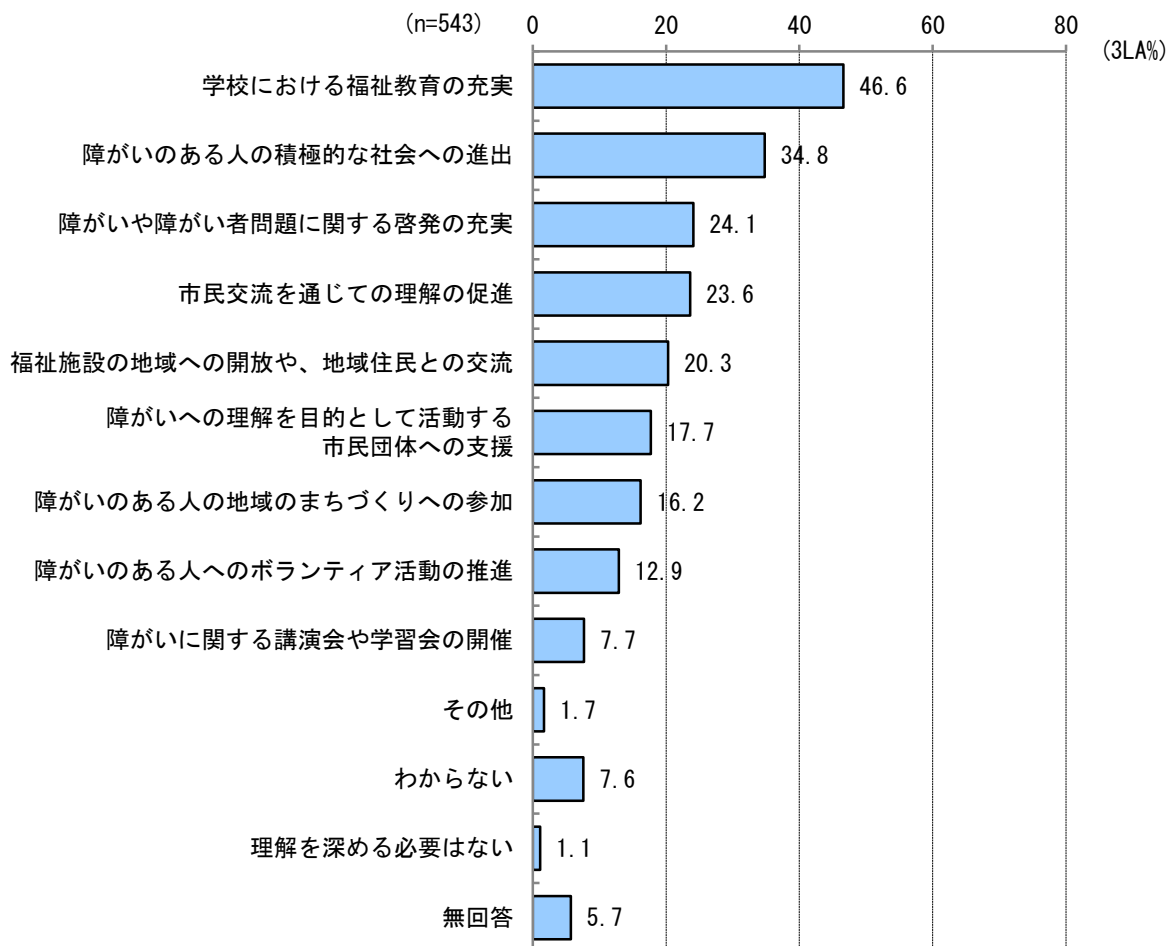


障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思うと回答した人に、特にどのような場面であるかをたずねると、「仕事や収入」が50.5%で最も多く、次いで「まちなかでの人の視線」が48.1%、「学校や職場での人間関係」が40.8%となっています。

7) 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと

問 あなたは、障がいのある人への市民の理解を深めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は特に重要だと思うもの3つまで)

【障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと】



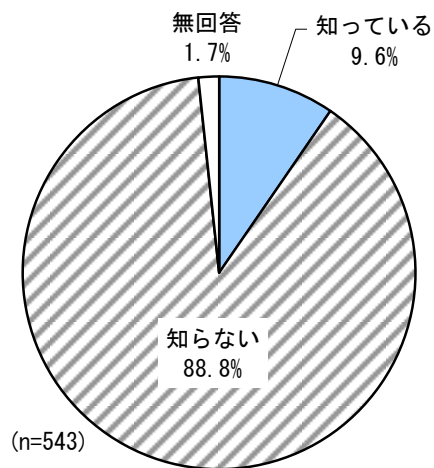
障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことについては、「学校における福祉教育の充実」が46.6%で最も多く、次いで「障がいのある人の積極的な社会への進出」が34.8%、「障がいや障がい者問題に関する啓発の充実」が24.1%となっています。

(5) 災害時の障がい者への支援などについて

1) 住まいの地域に避難行動要支援者がいることの認知度

問 香芝市では、災害時に一人で避難することが困難な人を「避難行動要支援者」と位置づけ、避難行動要支援者名簿を整備するなどの対策を進めています。あなたは、お住まいの地域に避難行動要支援者がいることを知っていますか。(○は1つだけ)

【住まいの地域に避難行動要支援者がいることの認知度】

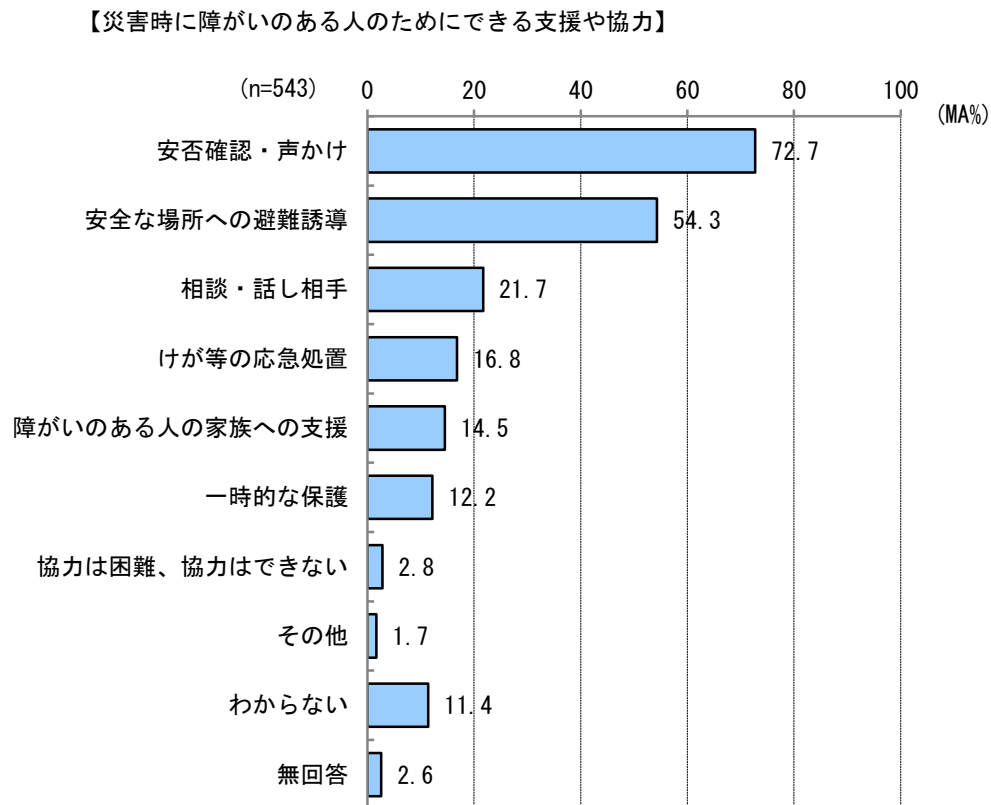


住まいの地域に避難行動要支援者がいることの認知度について、「知っている」が9.6%、「知らない」が88.8%となっています。



2) 災害時に障がいのある人のためにできる支援や協力

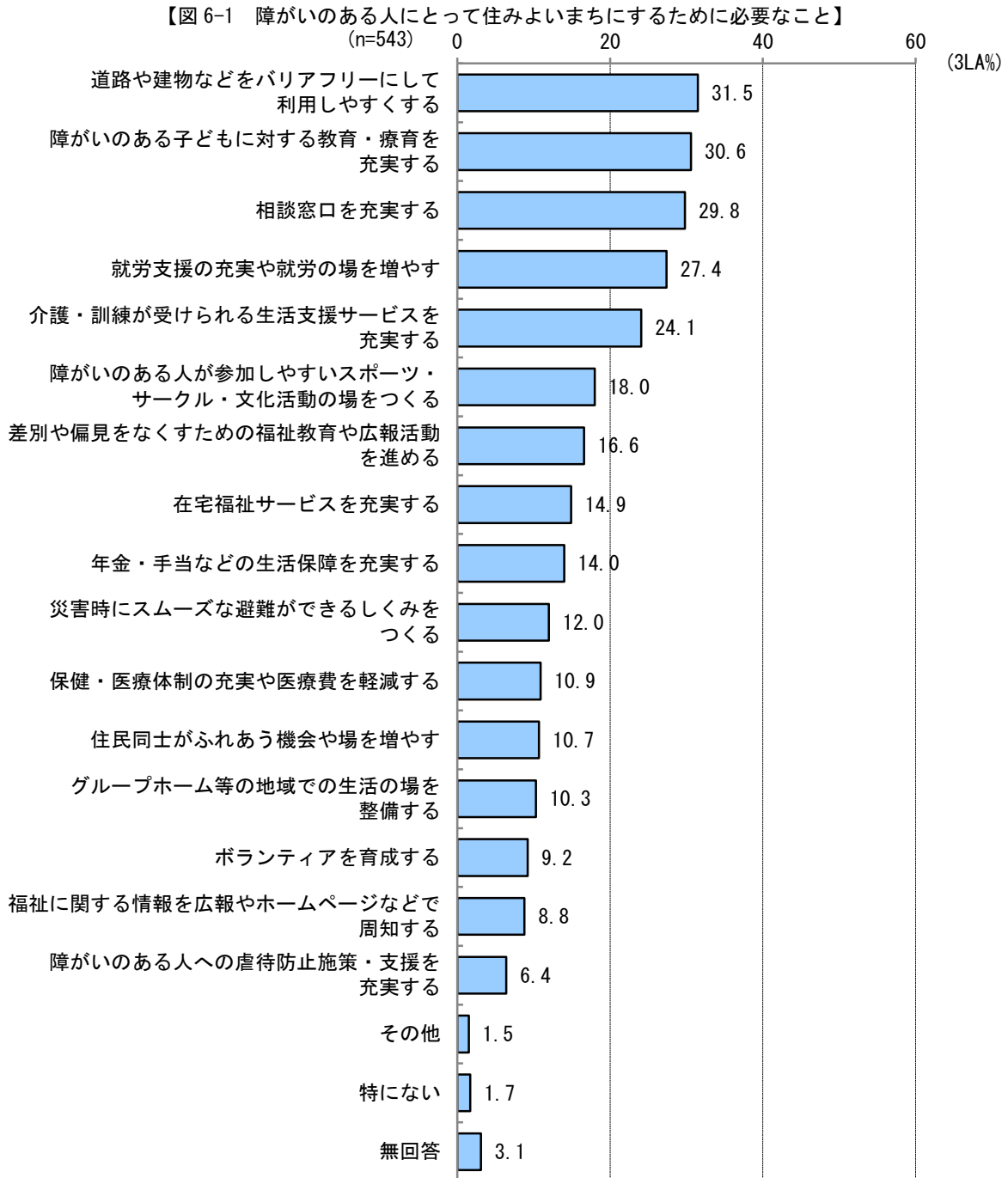
問 災害時に障がいのある人のために、あなたはどのような支援や協力ができると思いますか。(〇はいくつでも)



災害時に障がいのある人のためにできる支援や協力については、「安否確認・声かけ」が72.7%で最も多く、次いで「安全な場所への避難誘導」が54.3%、「相談・話し相手」が21.7%となっています。また、全体から「協力は困難、協力はできない」「わからない」「無回答」を引いた『協力ができる』割合は83.2%となっています。

(6) 香芝市の障がい者施策について

問 あなたは、香芝市が障がいのある人にとって住みよいまちになるためにどのようなことが必要だと思いますか。(〇は特に重要だと思うもの3つまで)



障がいのある人にとって住みよいまちにするために必要なことは、「道路や建物などをバリアフリーにして利用しやすくする」が31.5%で最も多く、次いで「障がいのある子どもに対する教育・療育を充実する」が30.6%、「相談窓口を充実する」が29.8%となっています。

5. 香芝市障がい者計画における課題について

香芝市の障がいのある人の現状や、障がい福祉に関するアンケート結果、香芝市障がい者計画策定に関するアンケート結果から、本計画における課題を以下のように抽出しました。

①障がいのある人への差別解消、理解促進、権利擁護推進について

○アンケート調査では、障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかという設問に対し、約 8 割の回答者が「ある」という結果でした。また、「ある」と回答された人に、特にどのような場面であるかをたずねると、「仕事や収入」と「まちなかでの人の視線」が約 5 割で最も多く、次いで「学校や職場での人間関係」が約 4 割となっており、障がいのある人への配慮や多様な障がいの特性への理解の啓発を、継続的に推進する必要があると考えられます。

○アンケート調査では、障がいのある人の福祉についての関心について、約 6 割以上の方が「関心を持っている」と回答され、障がいのある人への支援に対する考えについても、約 7 割の方が「支援をしたい」と回答されている一方、ボランティアとして、障がいのある人と接したり手助けをした経験について、約 8 割の方が「経験がない」と回答されています。そして、障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことは何かという設問に対し、約 5 割の回答者が「学校における福祉教育の充実」で最も多く、次いで「障がいのある人の積極的な社会への進出」が約 3 割、「障がいや障がい者問題に関する啓発の充実」が約 2 割となっていることから、学校における福祉教育や地域福祉等ボランティア活動の更なる促進を図っていく必要があると考えられます。

○成年後見制度の認知状況について、「名前も内容も知っている」と答えた人は約 3 割となっていますが、今後の利用意向については、約 6 割の方が「わからない」と回答されています。障がいのある人が地域で自立した生活を支援するために、成年後見制度だけでなく、日常生活自立支援事業等についての啓発や周知も一層必要です。

②障がい福祉サービス、保健・医療体制の充実、社会参加の推進について

○アンケート調査の中で、障がい福祉サービスに関する今後の利用希望では、身体障がいの方では「居宅介護」、「相談支援」を挙げられる方が多く、知的障がいの方では、「自立生活援助」と「就労定着支援」が高く、「相談支援」「共同生活援助（グループホーム）」「行動援護」の順で多く、精神障がいの方では「就労定着支援」、「相談支援」の順で多くなっておりま

す。○就労関係について、身体障がいの方は正規雇用で働いている人が多数いる中で、知的障がいの方、精神障がいの方はパート、アルバイト等が大半です。厳しい経済状況の中、障がいのある人の就労も難しくなることが見込まれますが、公共職業安定所（ハローワーク）、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、自立支援協議会等の関係機関との連携を強化し、企業への障がい者雇用制度の普及啓発を進めて、障がい者雇用に対する理解・制度促進を図ることが求められます。また、学校・事業所との連携強化を図り、学校卒業後の生活について、障がいのある子どもやその家族の意向を尊重しながら、就労や日中活動の場等の進路について、継続的な相談の充実を図ることも一層必要です。

③療育の推進・特別支援教育の充実について

○アンケート調査では、通園や通学、学校生活等で困っていること・心配していることへの設問に対し、「今後の進路や将来について不安」と回答されている方が最も多く、子どもを育てるうえで、これまでに困ったことや現在困っていることへの設問に対しても、「子どもの成長や発達に不安がある」と回答されている方が最も多くなっています。そして、障がいのある人にとって住みよいまちにするために必要なことに関する設問に対しては、「障がいのある子どもに対する教育・療育を充実する」と回答されている方が最も多いことから、障がいのある子ども本人の最善の利益の保障を図ることはもちろんですが、障がいのある子どもを育てる家族への支援も重要となってきます。また、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、子ども一人一人の障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じた合理的な配慮と障がいのない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められます。

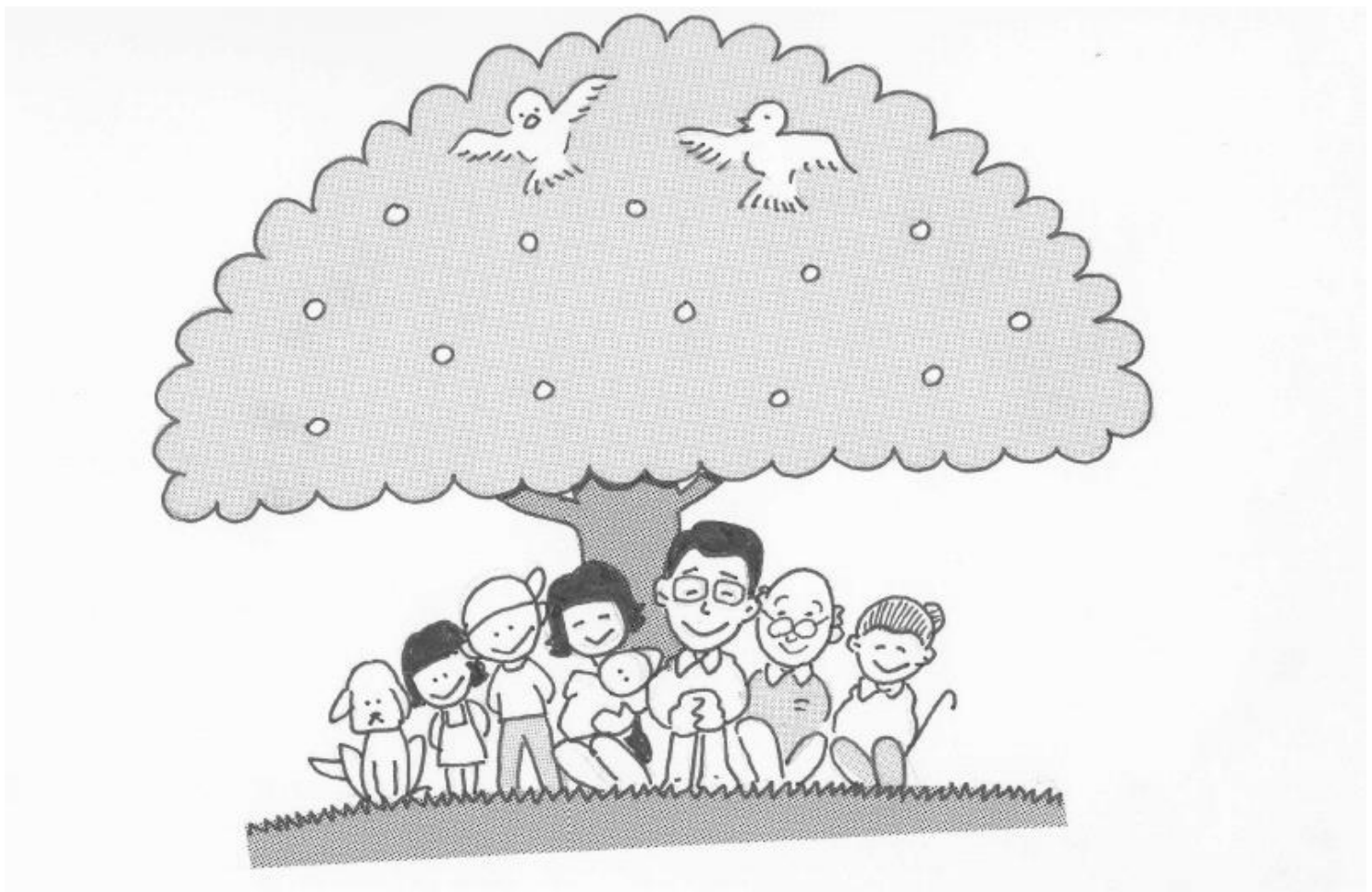
④生活環境の整備・充実、防犯・防災体制の整備について

○アンケート調査では、外出するとき困ることとして、道路や駅に階段や段差が多いことと公共交通機関が少ないことを挙げられている方が多く、障がいのある人にとって住みよいまちにするために必要なこととして、道路や建物などをバリアフリーにして利用しやすくすることを挙げられている方が最も多いことから、バリアフリー新法や市のバリアフリー計画の普及・啓発に努めるとともに、公共施設等のバリアフリー化を推進することが一層求められます。

○アンケート調査では、災害時における単独での避難について、全障がいを通じて、約4割の方が、「できない」と回答されており、障がい区分別では、知的障がいの約5割の方が「できない」と回答されています。また、住まいの地域に避難行動要支援者（災害時に自力で避難できず、避難に際し特に支援を要する高齢の人や障がいのある人、以下、「要支援者」という。）がいることの認知度について、約9割の方が「知らない」と回答されています。有事の際の情報提供や避難場所の確保、誘導などの適切な支援が求められており、大規模災害や風水害に備え、避難支援体制の確立を図ることが必要であると考えられます。



(笑う)



第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

市民だれもが、住み慣れた地域で、安心して、末永く暮らすことのできるまちの実現は、障がいのある人だけでなく、障がいのない人にとっても共通の願いであると言えます。

そのためには、すべての人が自らの障がいの有無や障がいの程度に関わらず、一人ひとりが尊重され、平等に社会の構成員として自立した生活を送り、社会参加を進めていくことが必要であると考えられます。それと同時に、障がいのある人に対する理解を深め、地域で支えていくことが重要であります。

そこで、障がいのある人のいきいきと自立した生活を支え、その人格が尊重される地域共生社会を形成するために、第1期計画の「すべての人が支え合い、地域で自立した暮らしのできる福祉のまちづくり」の基本理念を継承しつつ更なる前進を図り、第2期香芝市障がい者計画では、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる
地域共生のまちづくり



2. 計画の基本目標

「第2期香芝市障がい者計画」では、基本理念を達成するために、次の4つを基本目標として、様々な取り組みの展開を図っています。

障がい者福祉を実現する4つの基本目標

1. 人々が支え合い、尊重し合う地域共生社会の実現
2. 健康で生きがいのある暮らしを支援する環境の促進
3. 子どもの健やかな成長のための支援の充実
4. 安全で安心な生活環境の整備



(1) 人々が支え合い、尊重し合う地域共生社会の実現

(現状と課題)

障がいに対する理解は徐々に進んできていますが、障がいがあることで差別され、不快な思いをした経験がある人も少なくないなど、依然として様々な障壁（バリア）が存在し、障がいのある人の生活や活動が制約される状況があります。

本市では、人口が急激に増加するに伴って、核家族化が進み、近隣の住民同士の関係が希薄になりつつあります。障がいのある人が自らの能力を生かしながら、いきいきと生活ができ、生きがいを実感できる地域社会（地域共生社会）を目指すため、地域、学校、社会のあらゆる場面で、障がいのある人もない人も互いに交流を深め、お互いの個性や多様性を理解しあう必要があります。

さらに、権利を侵害されることなく、また、サービス利用に際し自己決定が尊重され、地域で安心して暮らすことができるよう、障がいのある人の権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用促進に向けて、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいく必要があります。

(基本方針)

障がいのある人が、地域社会において偏見や差別を受けることなく、権利が守られ、地域での交流・仲間づくり等を通じて生活できる地域共生社会の実現のため、障がいのある人との交流、イベントなど様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、広報にも一層力を入れ、「こころのバリアフリー」を推進し、差別解消を図っていきます。また、障がいに対する市民の理解を深めるため、学校等における福祉教育の充実にも取り組みます。

【基本施策（○）と主な取り組み（*）】

- 差別の解消及び権利擁護の推進
 - *障がいを理由とする差別の解消（合理的配慮）の推進
 - *障がいのある人への虐待の防止
 - *成年後見制度の周知・活用
 - *日常生活自立支援事業の周知・活用

- 市民理解の促進
 - *啓発活動の推進
 - *地域・学校における福祉教育の充実
 - *地域福祉活動・ボランティア活動の推進

(2) 健康で生きがいのある暮らしを支援する環境の促進

(現状と課題)

高齢化が進む中で、障がいや疾病があっても一人ひとりが住みなれた地域で心豊かに、健やかに安心して暮らすことができるようなまちづくり、いわゆる地域共生社会の実現は、重要な課題であると考えられます。

障がいのある人が地域で生涯を通して自立した生活を実現するためには、個々の抱える課題や希望する生活に対応するための、必要な訓練や福祉サービスを提供することができるよう、サービスを充実させその質を上げることが必要です。併せて、高齢化などに伴う障がいの重度化の予防及び対応を図る観点から、保健・医療体制の充実が求められています。

また、障がいのある人にとって働くということは、労働の対価として賃金を得るということに加えて、就労を通じた自己実現の場として社会からの孤立を回避し、社会のなかでの役割を構築していく重要な意義をもっています。この点、障がいのある人の就労は依然として厳しい状況の中、就労意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労と定着のための総合的な支援を行う必要があります。さらに、障がいのある人の生活の質の向上に向けては、生涯学習やスポーツ・レクリエーションの場に自主的・積極的に参加できる機会の確保が重要であることから、障がいのある人が参加しやすい合理的配慮や環境の整備等が必要となってきます。

(基本方針)

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人への生活支援として、当事者本人や家族の高齢化、障がいの重度化・重複化等の状況を踏まえつつ、障がいのある人が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や、多様な在宅福祉サービスの提供、地域で活動するために必要な外出支援の充実、地域生活を支える相談支援の充実、保健・医療体制の充実に取り組みます。併せて、企業や就労支援を行う関係機関等と連携して、一般就労や福祉的就労などの就労の場の確保や就労定着、就労支援の充実が課題となっています。

また、障がいのある人とない人がともに地域活動やスポーツ・文化活動、社会教育などに参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、これらの活動への障がいのある人の参加促進や、障がいのある人の参加に配慮した環境づくりなどに取り組みます。

【基本施策 (○) と主な取り組み (*)】

- 障がい福祉サービス等の充実
 - *障がい福祉サービスの質の向上
 - *在宅生活への支援の充実
 - *日中活動の場の充実
 - *相談支援体制の充実
 - *情報提供・コミュニケーション支援の充実

- 保健・医療体制の充実
 - *保健・医療の適切な提供・充実
 - *精神保健対策の充実
- 積極的な社会参加の推進
 - *雇用拡大の促進・障がい者雇用への支援
 - *職場定着・多様な働き方への支援
 - *生涯学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興

(3) 子どもの健やかな成長のための支援の充実

(現状と課題)

障害者基本法において、障がいのある子どもが、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な支援や教育を、可能な限り、障がいのない子どもとともに受けることができる体制づくりが求められています。また、子どもが地域で健やかに成長するためには、障がいをできるだけ早期に把握することが大切であり、乳幼児期から学校卒業まで、一人ひとりの特性とライフステージに応じた適切な相談や支援を切れ目なく行うことも併せて重要となってきます。

(基本方針)

障がいのある就学前の子どもに対しては、療育や保育等に関する相談・助言、各種福祉サービスの利用を支援する体制の充実を図り、すべての就学前の子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられる環境づくりを促進します。

また、学校教育においては、子どもの年齢、能力、特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育・福祉等の関係機関の連携により、教育の内容及び方法の改善・充実、周辺環境の整備に取り組みます。

【基本施策 (○) と主な取り組み (*)】

- 療育の推進・特別支援教育の充実
 - *早期発見・早期療育の推進
 - *障がいのある子どもに対する支援の充実
 - *インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
 - *療育・発達障がい児支援システムの構築

(4) 安全で安心な生活環境の整備

(現状と課題)

障がいのある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の整備・充実には、障がいのある人が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がいのある人における社会的障壁の除去や防災対策も含めた生活安全対策の充実等、障がいのある人に配慮したバリアフリーのまちづくりを総合的に推進する必要があります。

本市では、バリアフリー基本構想に基づき、近鉄下田駅や近鉄五位堂駅の駅舎やその周辺の整備を行っており、今後も重点的に整備すべき駅や道路、公共施設のバリアフリー化を進めていきます。

また、障がいのある人が地域社会で安全に安心して暮らしていくことができるためには、防災対策は大変重要な課題です。災害等の緊急時に支援が必要な人に対して、速やかに避難・救助が行えるよう普段から地域コミュニティの連携強化を図り、要支援者の情報把握に努める必要があります。併せて、犯罪や事故から障がいのある人を守るため、関係機関や地域関係者等と連携して、防犯や安全確保のための対策を進めることも必要です。

(基本方針)

障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、移動手段、交通機関、その他ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進し、障がいのある人がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、障がいのある人を災害から守り、安全・安心な生活環境を確保するために、情報の伝達、避難誘導が適切に行われるよう、避難行動要支援者の把握と支援方法の確立、適切な情報伝達手段の構築を図ります。また、避難所においても、障がいのある人のニーズを踏まえた体制を整備します。

【基本施策 (○) と主な取り組み (*)】

- 生活環境の整備・充実
 - *防災対策も含めた生活安全対策の充実
 - *移動手段・交通機関のバリアフリーの促進
 - *バリアフリーのまちづくりの推進
 - *心のバリアフリーの推進

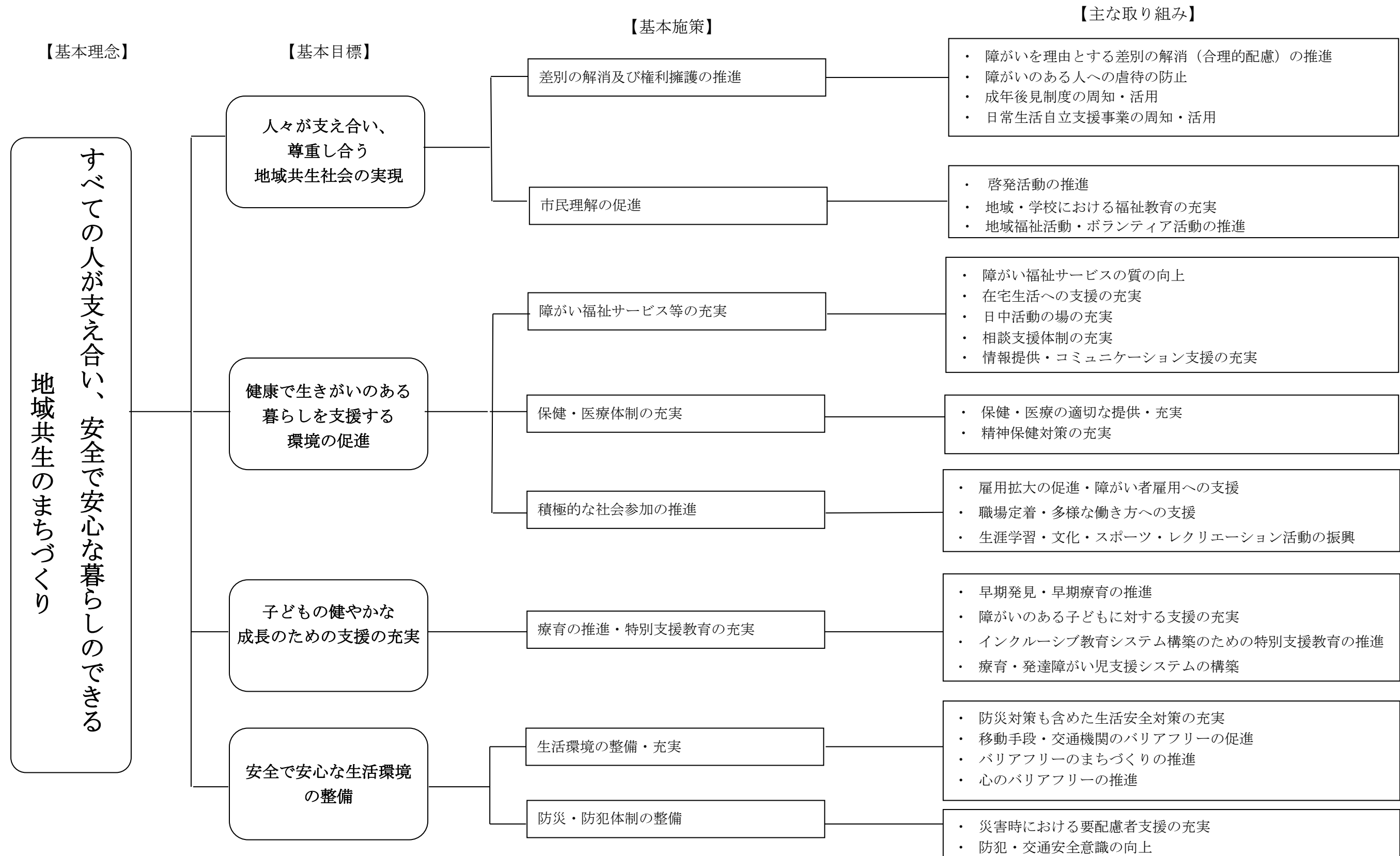
- 防災・防犯体制の整備
 - *災害時における要配慮者支援の充実
 - *防犯・交通安全意識の向上



3. 障がい者計画の施策体系

「第2期香芝市障がい者計画」は、基本理念実現のため、施策体系を次のように定めます。

<障がい者計画 施策体系>



第4章 分野別施策の展開

1. 人々が支え合い、尊重し合う地域共生社会の実現

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

① 障がいを理由とする差別の解消（合理的配慮）の推進

取組内容	関係課等
平成 28 年度から施行されている「障害者差別解消法」に基づき、対応要領の整備を図り、公共施設において適切な対応を行います。また、出前講座等により市民や市内企業等への周知・啓発及び市職員への研修を行います。	社会福祉課 人事課 市民協働課
奈良県条例（*1）や「まほろばあいサポート運動」（*2）を奈良県と協働連携して推進し、障がいのある人もない人も、安心して暮らすことができるように努めます。 *1・・・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（平成 28 年 4 月 1 日施行） *2・・・障がいの特性や障がいのある方への配慮を理解し、地域共生社会を推進していく奈良県の取り組み（平成 25 年 8 月より奈良県が導入）	社会福祉課

② 障がいのある人への虐待の防止

取組内容	関係課等
虐待の相談は緊急性が高いことから、障がいのある人や家族等から 24 時間相談対応ができるよう、基幹相談支援体制の確立を図ります。	社会福祉課
障がいのある人への虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。	社会福祉課
虐待への対応にあたり、庁内各課や奈良県障害者権利擁護センター、労働局、警察、事業所等、関係機関との連携強化を図り、早期発見に努め、早急に対応します。	社会福祉課 生活安全課 介護福祉課 児童福祉課

③ 成年後見制度の周知・活用

取組内容	関係課等
社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携しながら、成年後見制度の適切な活用ができるよう、市が窓口となり、相談や利用支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会 介護福祉課
成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、関係課と連携を図り、成年後見制度利用促進基本計画の策定も含め、制度の利用促進に向けた取り組みを進めます。	社会福祉課 社会福祉協議会 介護福祉課

④ 日常生活自立支援事業の周知・活用

取組内容	関係課等
日常生活を送る上で必要となる福祉サービスや金銭管理の援助を必要とされる障がいのある人に対して、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) 市民理解の促進

① 啓発活動の推進

取組内容	関係課等
広報紙や市のホームページ等を通じ、障がいに対する知識や障がいのある人に対する情報を発して、理解の促進を図ります。	社会福祉課 ICT推進課 秘書広報課
障がいに関する正しい知識の普及や理解促進に向け、障がいのある人と交流の場の提供や、障がい理解教育及び共同学習を推進します。	社会福祉課

② 地域・学校における福祉教育の充実

取組内容	関係課等
小学校や中学校で、ボランティア活動などを通し、障がいのある人と様々な経験を共にすることで、障がいのある人に対する理解を深める障がい理解教育を推進します。	学校教育課
地域において、福祉に関する出前講座の実施及び図書館における啓発用図書を整備を図り、啓発・広報を推進します。また、福祉関係団体等の協力を得ながら、地域の人々が集まる大規模店舗等の店頭で障がいへの理解を進めるリーフレット等を設置し、理解促進を図ります。	社会福祉課 市民図書館

③ 地域福祉活動・ボランティア活動の推進

取組内容	関係課等
ボランティアセンターを中心に、障がいのある人に対し、積極的にボランティア活動の情報提供や紹介を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
ボランティア活動に対する意識の高揚やボランティア養成講座の開催により、ボランティアの養成を推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
障がいのある人の生活を、地域全体で支えることができるよう、障がいや人権に対する理解の啓発等を、地域団体等の協力を得ながら推進します。	社会福祉課 市民協働課
障がいのある人や支援を必要とする人が携帯し、日常生活の中で困った時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするための「ヘルプマーク」(*)の普及啓発を推進します。 *・・・「外見からは障がいなどのあることが分からない人で配慮等を必要としている人」が身に着けることで配慮等を必要としていることを示し、周囲の方の配慮等を促進することを目的として、平成28年10月より奈良県が導入。	社会福祉課

2. 健康で生きがいのある暮らしを支援する環境の促進

(1) 障がい福祉サービス等の充実

① 障がい福祉サービスの質の向上

取組内容	関係課等
障がいのある人が在宅生活を継続するために、日中必要な介護等を受けながら充実した活動ができるように、日中活動系サービスの充実を図ります。また、障がいのある人の家族の介護負担の軽減を図ります。	社会福祉課
精神障がいのある人の支援体制の充実・拡充を推進します。	社会福祉課 保健センター
県等との連携のもと、障がい特性を理解した支援人材の確保及び育成や研修等を通じてサービスの質の向上を図ります。	社会福祉課

② 在宅生活への支援の充実

取組内容	関係課等
介護給付による居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助（グループホーム）、地域生活支援事業、補装具・日常生活用具の支給による障がい福祉サービスを通じ、障がいのある人の自宅での生活を支援します。	社会福祉課

③ 日中活動の場の充実

取組内容	関係課等
療養介護、生活介護、自立訓練等を通じ、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。	社会福祉課
障害者支援センター「すみれの里」において、日中活動の場の質の向上と充実の維持に努めます。	社会福祉課

④ 相談支援体制の充実

取組内容	関係課等
障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、特定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努め、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、連携の強化を図ります。	社会福祉課
障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、広域的な連携も視野に入れて、障がいのある人の地域生活を支援する地域生活支援拠点の整備を目指します。	社会福祉課
障がいのある人や難病の人に対するホームヘルプサービスの拡充と、利用者のニーズにあった内容となるよう福祉サービスの計画的な利用に関する相談支援の充実を図ります。	社会福祉課
発達障がいのある人に対して、相談支援をはじめとするサービス体制の整備に努めます。	社会福祉課



⑤ 情報提供・コミュニケーション支援の充実

取組内容	関係課等
行政情報について、障がいのある人に配慮したホームページの作成や、ボランティアの協力による広報紙音読版の作成等を行います。	社会福祉課 ICT 推進課 秘書広報課
福祉情報・相談窓口などを広く住民に周知するとともに、関係機関と連携し、窓口でのスムーズな情報提供を行います。	社会福祉課
「障がい者福祉のしおり」の充実・活用を図り、当事者に対してわかりやすい情報の提供に努めます。	社会福祉課
視覚障がい・聴覚障がいのある人の円滑なコミュニケーションを確保するため、手話通訳や点訳、要約筆記者の養成や手話通訳派遣事業の充実を図るとともに、手話通訳者の常設に努めます。また、講演会・会議等には、ヒアリンググループ(*)も設置して、誰でも参加しやすい環境づくりに努めます。 *ヒアリンググループ . . . マイクの音声を、ループ(輪っか)状のアンテナを通じて磁気に変え、それを補聴器が受信して、聴覚障がいのある人が音声として聞くことができるシステム。	社会福祉課
障がいのある人全てに、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会が拡大されるよう、条例の制定を図ります。	社会福祉課

(2) 保健・医療体制の充実

① 保健・医療の適切な提供・充実

取組内容	関係課等
健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣病の予防を推進します。	保健センター
障がいを招く疾病等を未然に防ぐため、各種健康相談・健康教育を行う等、住民に対する予防意識の醸成を図ります。	保健センター
保健・医療サービス等の提供機関やその内容及び各種行政サービスに関する情報提供を、窓口や広報紙、ホームページ等で行います。	社会福祉課 保健センター
関係者間の連携を強化し、在宅の重度障がい者に対するケア及び障がいのある人の医療相談体制の充実も図ります。	社会福祉課 保健センター 介護福祉課

② 精神保健対策の充実

取組内容	関係課等
精神障がいに対する誤解や社会的偏見を取り除くために、精神障がい等に関する正しい知識の周知に努めます。	社会福祉課 保健センター
心の健康相談室（臨床心理事業）において、臨床心理士等の専門職が、悩みをもつ人に対して相談に応じ、心の健康づくりを行います。	保健センター
ひきこもり、虐待、うつ病等による自殺や、心の問題に対し、保健師や精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職が連携し、相談・支援を行う体制づくりに努めます。	社会福祉課 保健センター 児童福祉課 社会福祉協議会

(3) 積極的な社会参加の推進

① 雇用拡大の促進・障がい者雇用への支援

取組内容	関係課等
公共職業安定所（ハローワーク）、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、自立支援協議会等の関係機関との連携を強化し、企業への障がい者雇用制度の普及啓発を行い、障がい者雇用に対する理解・制度促進に努めます。	社会福祉課 商工振興課
学校・事業所との連携強化を図り、学校卒業後の生活について、障がいのある子どもやその家族の意向を尊重しながら、就労や日中活動の場等の進路について、継続的な相談の充実を図ります。	社会福祉課
障がいのある人の社会参加、自立を促進するため、職場体験実習の受け入れ事業を継続して行います。	社会福祉課
障害者優先調達推進法を受け、福祉的就労施設や障がいのある人を多数雇用している企業等から、商品を優先して購入するよう購入体制を検討します。	社会福祉課
市において障がい者雇用率が法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。	人事課

② 職場定着・多様な働き方への支援

取組内容	関係課等
一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。	社会福祉課
障がいのある人が安定して就労できるように、関係機関と連携して就労継続支援体制の充実を図ります。	社会福祉課

③ 生涯学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興

取組内容	関係課等
スポーツや文化活動等の生涯学習や、地域行事、イベント等への参加を促進するとともに、障がいのある人の学習環境を充実し、障がいの有無に関わらず、学習する機会を提供します。	生涯学習課 社会福祉課 市民協働課
障がい者団体等が行っているスポーツ・文化活動について、参加を促進し、支援します。	生涯学習課 社会福祉課 市民協働課
障がいのある人やその家族同士が関わり、仲間づくりや情報交換ができるよう、交流の場と機会をつくります。	社会福祉課
図書館において、ボランティア団体等の協力を得ながら、障がいのある人に対する対面朗読や障がいのある人向けの図書の実質や、在宅でも受けられる図書館サービスの利用を促進し、一層の機能整備を図ります。	市民図書館 社会福祉協議会



(元気・頑張って)

3. 子どもの健やかな成長のための支援の充実

療育の推進・特別支援教育の充実

① 早期発見・早期療育の推進

取組内容	関係課等
障がいの多様化を考慮して、気になる段階から早期発見、早期支援ができるよう、関係課等の連携体制を強化します。	保健センター 社会福祉課 こども課 学校教育課
障がいのある子どもの就学前療育の充実に努め、そのための家庭支援を進めます。	保健センター 社会福祉課 児童福祉課

② 障がいのある子どもに対する支援の充実

取組内容	関係課等
障がいのある子どもが早い段階から障がいや発達の状況に応じた療育指導が受けられるよう、また保護者の専門的な療育技術の習得のため、障がい児通所支援サービスの利用を促進します。	保健センター 社会福祉課
地域で生活する障がいのある子どもの療育の場として、児童発達支援・放課後等デイサービス等の適正な運用に努めます。	社会福祉課
障がいのある子どもが、適切かつ効果的な支援を受けられるよう、教育・福祉の関係機関が連携し、乳幼児期から義務教育終了まで、一貫した相談支援体制の整備を図ります。	社会福祉課 保健センター 学校教育課 こども課 児童福祉課

③ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

取組内容	関係課等
障がいのあるなしにかかわらず、共に学習できるようバリアフリー化を推進し、学習環境の整備に努めます。	教育総務課
障がいのある子どもが適切な教育を受けられるよう、本人と保護者のニーズに十分配慮しながら、相談・指導体制の充実を図ります。	学校教育課 社会福祉課
障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり遊んだりできるように、家庭、通常学級、通級指導教室、特別支援学級の連携や、特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。	学校教育課

④ 療育・発達障がい児支援システムの構築

取組内容	関係課等
発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導などの発達支援事業を推進します。	保健センター 社会福祉課
医療的ケアを必要とする児童・生徒が、適切な支援を受けられるように、医療的ケア体制の整備を目指します。	保健センター 社会福祉課 学校教育課
保護者や教員などからの相談に対し専門的な助言の充実を図るため、教育関係機関や家庭・学校と連携し、対応します。	学校教育課 社会福祉課
心の健康相談室（臨床心理事業）により、子どもの発達に関する相談に応じて、指導・助言を行い、よりよい成長、発達促進のため、関係機関と連携して発達検査や巡回相談の充実を図ります。	保健センター

4. 安全で安心な生活環境の整備

(1) 生活環境の整備・充実

① 防災対策も含めた生活安全対策の充実

取組内容	関係課等
広報紙やホームページだけでなく、様々な方法を用い、平時から災害時の避難救助体制の周知を図るとともに、避難訓練等への参加を促進します。	生活安全課
地域における自治会・民生委員等の住民と警察署、消防署等による防犯・防災ネットワークの継続・充実に努めます。	社会福祉課 生活安全課

② 移動手段・交通機関のバリアフリーの促進

取組内容	関係課等
交通の妨げとなる路上駐車や放置自転車、看板等について、関係機関と連携し、撤去及び管理を行い、市民の交通マナーやバリアフリーに対する意識啓発に努めます。	生活安全課
移動の利便性を図るため、持続可能な公共交通網を形成し、外出しやすい環境整備に努めます。	生活安全課 社会福祉課
高速道路や ETC の割引、公共交通機関の割引、タクシーチケットの配布等、各種割引制度について、情報の提供と周知を図ります。	社会福祉課

③ バリアフリーのまちづくりの推進

取組内容	関係課等
香芝市バリアフリー基本構想や特定事業計画に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進します。	都市計画課

④ 心のバリアフリーの推進

取組内容	関係課等
ホームページや広報誌を活用したバリアフリー関連情報の提供やマナーやモラルの啓発を行い、困っている人がいれば声をかける等のだれもができる行動について、周知を行います。	都市計画課 社会福祉課

(2) 防災・防犯体制の整備

① 災害時における要配慮者支援の充実

取組内容	関係課等
障がいのある人に対して、災害時に必要な情報を迅速に提供できるように、さまざまな媒体を活用した情報提供体制の整備を図ります。	生活安全課 社会福祉課
避難行動要支援者制度について広く周知し、避難行動要支援者名簿を支援等関係者間で管理することによって、障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていけるように支援します。	生活安全課 社会福祉課
要支援者一人ひとりの障がいの特性に配慮した避難支援が行えるよう、個別支援プランの作成に努めます。	生活安全課 社会福祉課
一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所等の充実を図ります。	生活安全課 社会福祉課

② 防犯・交通安全意識の向上

取組内容	関係課等
障がいのある人の緊急時の連絡先の周知や防犯意識の高揚を図るとともに、防犯カメラ・防犯灯の維持管理に努めます。	生活安全課 市民協働課

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 市民と行政の協働による推進

本計画の基本理念である「すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる地域共生のまちづくり」の推進にあたっては、行政だけではなく地域や団体、事業所等の様々な関係機関との連携及び本計画の策定の趣旨、理念、計画内容等についての周知・啓発が重要です。

そこで、計画の推進にあたっては、関係団体との連携を強化し、多くの市民の協力が得られるよう本計画の周知・啓発に努め、市民と行政の協働による施策の展開を目指します。

(2) 庁内における計画の推進体制

本計画を着実に推進していくために、社会福祉課が中心となり、保健、介護等の福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、防災、まちづくり等、障がい施策に関わる関係分野との連携を図ります。

(3) 関係機関との連携

障がい施策については、国・県及び近隣市町との連携をもとに、総合的かつ効果的な実施を図ります。

2. 計画の進行管理

計画に即した施策の円滑な展開が行われるよう、その進行を管理していく体制を整える必要があります。このため、計画策定後は、社会福祉課により計画の進行管理を行います。

資料編

1. 第2期香芝市障がい者計画策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏 名	役 職 名
会長	齊藤 千鶴	関西福祉科学大学 大学院社会福祉学研究所 教授
副会長	井上 喜八郎	市社会福祉協議会会長
委員	元田 庄作	市身体障害者福祉協会会長
委員	山田 順久	市民生・児童委員連合会の代表
委員	堀内 佐容子	NPO 法人かしば手をつなぐ育成会 理事
委員	嵩岡 明美	市手をつなぐ育成会会長
委員	政友 和江	市肢体不自由児・者父母の会の代表
委員	藤田 邦美	奈良県葛城精神障害者家族会（すみれ会）の代表
委員	街 愛子	市聴覚障害者協会の代表
委員	吉岡 弘三	社会福祉法人以和貴会 生活支援センター shake 「しえ〜く」
委員	森本 祥未	大和高田公共職業安定所 専門相談部門統括職業指導官
委員	山本 敏久	香芝市特別支援教育研究会 (下田小学校 校長)
委員	平井 克季	奈良県立西和養護学校 校長

2. 計画策定の経過

年 月	内 容
平成30年9月10日～ 平成30年10月1日	障がい者計画策定に関するアンケート調査の実施
平成30年10月2日	第1回策定委員会 1. 会長、副会長の選任について 2. 第2期香芝市障がい者計画の概要について 3. 障がいのある人の現状と課題について 4. アンケート調査について 5. その他
平成30年11月29日	第2回策定委員会 1. 計画の基本構成について 2. アンケート調査の集計分析について 3. 計画の基本理念と基本目標について 4. 計画の施策体系について 5. 計画の具体的取り組みについて 6. その他
平成31年2月15日	第3回策定委員会 1. 前回の振り返りについて 2. 第2期香芝市障がい者計画素案について 3. パブリックコメントの実施について 4. その他について
平成31年2月20日～ 平成31年3月12日	計画素案に対するパブリックコメントの募集
平成31年3月26日	第4回策定委員会 1. パブリックコメントの結果について 2. 第2期香芝市障がい者計画案について 3. その他について

第2期香芝市障がい者計画

発行年月 平成31年3月

発行 香芝市福祉健康部 社会福祉課

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂1丁目374番地1

TEL : 0745-79-7151

FAX : 0745-79-7532

E-mail : syakai@city.kashiba.lg.jp